

平成十五年二月二十五日受領
答 弁 第 四 五 号

内閣衆質一五五第四五号

平成十五年二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 福 田 康 夫

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出閣議決定（公益法人のあり方）の軽視に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出閣議決定（公益法人のあり方）の軽視に関する質問に対する答弁書

一の①から⑥までについて

平成十三年十月一日現在の調査における国の機関が所管する公益法人のうち「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成八年九月二十日閣議決定。以下「本基準」という。）4(1)⑤の所管する官庁出身者の理事に占める割合に関する部分（以下「所管官庁出身者の割合に関する部分」という。）に適合していないものに係るお尋ねの①から⑤までについては、別表第一のとおりである。お尋ねの⑥については、国の機関において、本基準に基づく公益法人の指導監督上、一般に把握が必要な情報ではないことから、お答えすることは困難である。なお、これらの公益法人のうち有給常勤役員（所管官庁出身者以外の者を含む。以下同じ。）が複数存在しているものの有給常勤役員の役員報酬額の平均額は、同調査によれば、同表のとおりである。

一の⑦、⑧及び⑩から⑫までについて

本基準4(1)⑤の所管官庁出身者の割合に関する部分に適合していない公益法人で現存するものについては、当該公益法人を所管する国の機関による指導の結果、現時点ではいずれも本基準4(1)⑤の所管官庁出

身者の割合に関する部分に適合するよう既に改善措置が講ぜられている。

なお、本基準は、国の機関がその所管する公益法人に対して指導監督を行う際の基準を定めたものであるところ、本基準4(1)⑤の所管官庁出身者の割合に関する部分に適合していない公益法人を所管する国の機関においては、このように必要な指導を行ったところであることから、当該国の機関が本基準に違反していることになるものではない。

一の⑨について

本基準に問題があるとは考えていない。

一の⑬について

国の機関は、その所管する公益法人に対し、本基準に基づき厳正に指導監督を行っているところであり、公益法人の指導監督は、当該公益法人の目的及び事業に関連する事務を所掌する国の機関が行うことが適当であると考ええる。

二の1について

平成十三年十月一日現在の調査におけるお尋ねの①については、別表第二のとおりである。

公益法人の株式等の保有については、公益法人が株式等を保有する理由、当該公益法人が保有する株式等が当該営利企業の全株式に占める割合等を踏まえ、当該公益法人を所管する国の機関が、本基準に基づいて必要な指導監督を行っているところであるが、お尋ねの②から④までの事実については、国の機関において、本基準に基づく公益法人の指導監督上、一般に把握が必要な情報ではないことから、お答えすることは困難である。また、公益法人に御指摘の②から④までのような事実がある場合においても、そのことから直ちに当該公益法人が本基準に適合していないとまでは言えないことから、そのような場合に直ちに設立許可の取消し等の措置を講ずる必要があるとは考えていない。

二の②の①から③まで及び⑥並びに③の①から⑤までについて

平成十三年十月一日現在の調査における国の機関が所管する公益法人のうち、本基準6(1)に適合していないものに係るお尋ねの②の①から③まで及び⑥については別表第三、本基準6(2)に適合していないものに係るお尋ねの③の①から⑤までについては別表第四のとおりである。

二の②の④、⑤及び⑦から⑨まで並びに③の⑥から⑩までについて

本基準は、8(2)から(4)までにおいて、経過措置として、本基準6(1)又は(2)において認められている理由

以外の理由により、現に株式等の保有を行っている公益法人については、引き続き処分するための努力を続けることとされており、また、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱いについては、株式等の保有を原則として禁止するという考え方の下、更に検討するとともに、毎年度「公益法人に関する年次報告」において株式等の保有の実態を明らかにすることとされている。

本基準6(1)又は(2)に適合していない公益法人については、政府は、このような基準に基づき、必要な指導監督等を行っているところである。

したがって、当該公益法人については、本基準6(1)又は(2)に適合していないことのみをもって直ちに設立許可の取消し等の措置を講ずることは考えていないが、今後とも、本基準に基づき、株式等を処分するための努力を続けさせるなど、引き続き適切な指導監督等を行ってまいりたい。

なお、政府は、前述のとおり、当該公益法人について必要な指導監督等を行っているところであることから、政府が本基準に違反していることになるものではない。

二の⑩及び⑪について

国の機関は、その所管する公益法人に対し、本基準に基づき厳正に指導監督を行っているところであり、

公益法人の指導監督は、当該公益法人の目的及び事業に関連する事務を所掌する国の機関が行うことが適当であると考ええる。

二の4の①及び②について

平成十三年十月一日現在において国の機関が所管する公益法人のうち本基準6(3)に適合していないものに係るお尋ねの事項は、別表第五のとおりである。

二の4の③から⑦までについて

本基準6(3)に適合していない公益法人については、当該公益法人を所管する国の機関による指導の結果、現時点ではいずれも本基準6(3)に適合するよう既に改善措置等が講ぜられ、又は今年度の事業報告書の作成の際に改善措置が講ぜられる見込みである。したがって、当該公益法人については、現在のところ設立許可の取消し等の措置を講ずることは考えていない。

なお、当該公益法人を所管する国の機関においては、このように必要な指導を行っているところであることから、当該国の機関が本基準に違反していることになるものではない。

三について

本基準は、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図るために定められた重要な基準であると認識しており、今後とも、公益法人に対し、本基準に基づき適正な指導監督等を強力に推進してまいりたい。

別表第一

所管官庁	法人名	全理事数	所管官庁 出身理事数	割合 (%)	平均報酬額(千円)	備考
石川労働局(共管:石川県知事)	(社)石川県勤労者福祉施設運営協議会	7	3	42.9	—	平成14年6月改善済
文部科学省	(財)親和会	5	2	40.0	6,107	平成14年4月改善済
厚生労働省	(財)国際障害者技能交流協会	15	6	40.0	0	平成14年10月改善済
外務省	(財)日本国際協カシステム	8	3	37.5	—	平成14年3月改善済
文部科学省	(財)体育科学センター	8	3	37.5	—	平成14年3月解散済
熊本労働局	(社)熊本県勤労者福祉施設運営協議会	11	4	36.4	—	平成14年5月改善済
国土交通省	(社)国土政策研究会	14	5	35.7	—	平成14年9月改善済
厚生労働省、農林水産省	(財)日本乳業技術協会	17	6	35.3	10,848	平成14年3月改善済
農林水産省	(社)中央畜産会	32	11	34.4	12,293	平成14年6月改善済

(注1)「割合」は、所管官庁出身理事の全理事に占める割合を指す。

(注2)「平均報酬額」は、平成12年度決算書における有給常勤役員1人当たりの平均年間報酬額を指す。

(注3)厚生労働省所管の(財)国際障害者技能交流協会については、常勤役員が存在しないため、「平均報酬額」は「0」としている。また、有給常勤役員が1人の法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定。以下「本基準」という。)に基づき公益法人が一般の関与に供することとされている役員名簿等の情報と照合することにより、その報酬を得る個人を識別し得るため、「平均報酬額」は「—」としている。

(注4)備考欄中、「改善済」とあるのは、本基準4(1)⑤の所管する官庁出身者の理事に占める割合に関する部分に適合するよう既に改善措置が講ぜられていることを指す。また、「解散済」とあるのは、公益法人が解散したことを指す。

別表第二

所管官庁	法人名	備考
内閣府、外務省、文部科学省	(財) 国際科学技術財団	
内閣府	(財) ハイレイブ研究所	
内閣府	(財) 三井住友海上福祉財団	平成14年3月如分済
警察庁、文部科学省	(財) 警察青英会	平成14年6月如分済
警察庁	(財) 国際交通安全学会	
警察庁	(財) 佐川交通社会財団	
警察庁	(財) 日本交通管理技術協会	
警察庁、国土交通省	(財) 日本道路交通情報センター	
警察庁	(財) ひまわり基金	
防衛庁	(財) 防衛弘済会	
金融庁	(財) 石井記念証券研究振興財団	
金融庁、財務省	(社) 国際金融経済研究所	
金融庁	(財) 資本市場研究会	
金融庁	(財) 資本市場振興財団	
金融庁、財務省	(社) 新金融安定化基金	平成14年6月如分済
金融庁	(社) 信託協会	
金融庁、農林水産省	(社) ジェイエイブシウ支援協会	平成14年8月如分済
金融庁	(財) 損害保険事業総合研究所	
金融庁	(財) トラスト六十	
金融庁	(社) 日本証券経済倶楽部	
北陸財務局	(社) 石川県銀行協会	
中国財務局	(社) 岡山県銀行協会	
四国財務局	(社) 愛媛県銀行協会	
四国財務局	(社) 香川県銀行協会	
四国財務局	(社) 高知県銀行協会	
四国財務局	(社) 徳島県銀行協会	
福岡財務支局	(社) 長崎銀行協会	
総務省	(社) 霞会館	
総務省	(財) 河中自治振興財団	
総務省	(財) 簡易保険文化財団	

所管官庁	法人名	備考
総務省	(財) 簡保黄金振興センター	
総務省	(財) 国際通信経済研究所	
総務省	(財) 桜田会	
総務省	(財) 社会環境研究センター	
総務省	(財) 通信協会	
総務省、経済産業省	(社) 電気通信協会	
総務省	(財) 電気通信共済会	
総務省	(財) 統計情報研究開発センター	
総務省	(財) 2001年日本委員会	
総務省、文部科学省、経済産業省	(社) 日本ネットワークインフレーションセンター	
総務省	(社) 日本民間放送連盟	
総務省、外務省	(財) 本田財団	
総務省	(財) 郵政互助会	
関東総合通信局	(財) 東京ケーゲルビジョン	
信越総合通信局	(財) 新潟テレビバネ興協	
東海総合通信局	(財) 名古屋ケーゲルビジョン	
近畿総合通信局	(財) 京阪神ケーゲルビジョン	
九州総合通信局	(財) 福岡ケーゲルビジョン	
北海道郵政局	(財) 北海道郵政福祉協会	平成14年9月解散済
法務省	(財) 矯正協会	
法務省	(社) 商事法務研究会	
法務省	(財) 法律扶助協会	平成14年6月処分済
外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	(財) オイヌカ	
外務省	(財) 麗山会	
外務省	(財) 鹿島平和研究所	
外務省、文部科学省	(財) 川喜多記念映画文化財団	
外務省	(財) ケア・ジャパン	
外務省、環境省	(財) 国際湖沼環境委員会	
外務省	(財) 日商岩井国際交流財団	
外務省	(財) 日本国際協力財団	
外務省	(社) 日本中国友好協会	

所管官庁	法人名	備考
外務省	(財) 松下国際財団	
財務省	(財) 租税資料館	
財務省、文部科学省	(財) 日本経済研究奨励財団	
財務省、文部科学省、経済産業省	(財) 三菱経済研究所	
文部科学省	(財) アイザワ記念育英財団	
文部科学省	(財) アキシエ育英会	
文部科学省	(財) 旭硝子奨学会	
文部科学省	(財) アシタ・アフリカ文化財団	
文部科学省	(財) 暹美国際交流奨学財団	
文部科学省	(財) 新井科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 安藤記念奨学財団	
文部科学省	(財) 安藤アボーツ・食文化振興財団	
文部科学省	(財) 医学教育振興財団	
文部科学省	(財) 池谷科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 石川文化事業財団	
文部科学省	(財) 石沢奨学会	
文部科学省	(財) 石構財団	
文部科学省	(財) 石構奨学会	
文部科学省	(財) 石本記念アサノスポーツ科学振興財団	
文部科学省	(財) 伊勢丹奨学会	
文部科学省	(財) 乙卯研究所	
文部科学省	(財) 市川国際奨学財団	
文部科学省	(財) 逸翁美術館	
文部科学省	(財) 出光美術館	
文部科学省	(財) 伊藤魚学研究振興財団	
文部科学省	(財) 伊藤樹恩育英財団	
文部科学省、経済産業省	(財) 稲盛財団	
文部科学省	(財) 井上育英会	
文部科学省	(財) 医薬資源研究振興会	
文部科学省	(財) 岩城留學生奨学会	
文部科学省	(財) 岩國育英財団	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 岩谷直治記念財団	
文部科学省	(財) 岩垂育英会	
文部科学省	(財) 岩垂奨学会	
文部科学省	(財) ウェルチ育英文化財団	
文部科学省	(財) 宇部興産学術振興財団	
文部科学省	(財) 永青文庫	
文部科学省	(財) 江副育英会	
文部科学省	(財) 江野科学振興財団	
文部科学省	(財) 應用科学研究所	
文部科学省	(財) 大倉和親記念財団	
文部科学省	(財) 大倉精神文化研究所	
文部科学省	(財) 大谷生産工学研究所	
文部科学省	(財) 大谷婦人会財団	
文部科学省	(財) 大林都市研究振興財団	
文部科学省	(財) 岡崎嘉平太国際奨学財団	
文部科学省	(財) 小笠原科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 精方医学化学研究所	
文部科学省	(財) 岡村育英会	
文部科学省	(財) 岡本太郎記念現代芸術振興財団	
文部科学省	(財) 小川育英会	
文部科学省	(財) 沖永文化振興財団	
文部科学省	(財) 音楽鑑賞教育振興会	
文部科学省	(財) 音楽教育振興財団	
文部科学省、厚生労働省	(財) 信成会	
文部科学省	(財) 海洋都市開発研究会	
文部科学省、厚生労働省	(財) 加越能育英社	
文部科学省	(財) 化学療法研究会	
文部科学省	(財) 覽書会	
文部科学省	(財) 鳳戸研究奨励会	
文部科学省	(財) カジオ科学振興財団	
文部科学省	(財) 櫻の芽会	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 鹿島育英会	
文部科学省	(財) 鹿島学術振興財団	
文部科学省	(財) 鹿島美術財団	
文部科学省	(財) 柏村奨学会	
文部科学省	(財) 櫻山奨学財団	
文部科学省	(財) 学校福祉協会	
文部科学省	(財) 加藤朝雄国際奨学財団	
文部科学省	(財) 加藤奨学財団	
文部科学省	(財) 角川文化振興財団	
文部科学省	(財) 河北文化事業団	
文部科学省	(財) カナダ社会教育振興財団	
文部科学省	(財) 栢森情報科学振興財団	
文部科学省	(財) 川口育英会	
文部科学省	(財) 川村育英会	
文部科学省、厚生労働省	(財) 穩研究会	
文部科学省	(財) 元興寺文化財研究所	
文部科学省	(財) 報世文庫	
文部科学省	(財) 神林留学生奨学会	
文部科学省、厚生労働省	(社) 北里研究所	
文部科学省	(財) 北澤育英会	
文部科学省	(財) 北野生涯教育振興会	
文部科学省	(財) 北村文華財団	
文部科学省、厚生労働省	(財) 木村看護教育振興財団	
文部科学省	(財) 九配記念育英会	
文部科学省	(財) キョウカウ仁記念財団	
文部科学省	(財) 教職員生涯福祉財団	
文部科学省	(財) 共立国際交流奨学財団	
文部科学省	(財) 基督教授聴覚センター	
文部科学省	(財) 熊谷科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 公文国際奨学財団	
文部科学省	(財) 呉羽育英会	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 黒川古文化研究所	
文部科学省	(財) 恵愛団	
文部科学省	(財) 慶応工学会	
文部科学省	(財) 軽金属学会	
文部科学省	(財) 五井平和財団	
文部科学省	(財) 上月情報教育財団	
文部科学省、厚生労働省	(財) 高度映像情報センター	
文部科学省	(財) 興南アジア国際奨学財団	
文部科学省	(財) 湊池奨学財団	
文部科学省	(財) 青井奨学会	
文部科学省	(財) 神戸大学六甲台後援会	
文部科学省	(財) 高林庵	
文部科学省	(財) 国際協和奨学会	
文部科学省	(財) 国際高等研究所	
文部科学省	(財) 国土青英会	平成14年6月処分済
文部科学省	(社) 国民文化研究会	
文部科学省	(財) コニカ画像科学振興財団	
文部科学省	(財) 小林青英会	
文部科学省	(財) 小林理學研究所	
文部科学省	(財) 小森記念財団	
文部科学省	(財) 小山敬三美術振興財団	
文部科学省	(財) 金光教布教興学基本財団	
文部科学省	(財) 今日庵	
文部科学省	(財) 筑豊科学研究所	
文部科学省	(財) 斎藤敏恵会	
文部科学省	(財) 在日本教世軍財団	
文部科学省	(財) 才能開発教育研究財団	
文部科学省	(財) 阪本龍門文庫	
文部科学省	(財) 佐川留學生奨学会	
文部科学省	(財) 佐々木研究所	
文部科学省	(財) 笹村工学奨励会	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 佐藤育英会	
文部科学省	(財) 佐藤奨学会	
文部科学省	(財) サト一国際奨学財団	
文部科学省	(財) 里見奨学会	
文部科学省	(財) 実吉奨学会	
文部科学省	(財) 懺悔奉仕光泉林	
文部科学省	(財) サントリー音楽財団	
文部科学省	(財) サントリー生物有機科学研究所	
文部科学省	(財) サントリー文化財団	
文部科学省	(社) 実践倫理宏正会	
文部科学省	(社) シナリオ作家協会	
文部科学省	(社) 東雲同窓会	
文部科学省	(財) 四宮育英奨学会	
文部科学省	(財) 洪沢青淵記念財団竜門社	
文部科学省	(財) 島岡教育基金	
文部科学省	(財) 下中記念財団	
文部科学省	(財) 社会科学国際交流江草基金	
文部科学省	(財) 秋香報恩会	
文部科学省	(財) 尚志社	
文部科学省	(財) 常盤奨学会	
文部科学省	(財) 松籟科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 昭和報公会	
文部科学省、農林水産省	(財) 食生活研究会	
文部科学省	(社) 白菊会	
文部科学省	(財) 私立大学退職金財団	
文部科学省	(財) 史料調査会	
文部科学省	(財) 進化生物学研究所	
文部科学省	(財) 新技術開発財団	
文部科学省	(財) 新技術振興渡辺記念会	
文部科学省	(財) 新教育者連盟	
文部科学省	(財) 震災予防協会	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 真宗高田派十万人講財団	
文部科学省	(財) 真照会	
文部科学省	(財) 新日本宗教団体連合会	
文部科学省	(財) 新日本奨学会	
文部科学省	(財) 東延財団	
文部科学省	(財) スガウエザリソグ技術振興財団	
文部科学省	(財) 杉山報公会	
文部科学省	(財) 鈴木奨学会	
文部科学省	(財) スベイン舞踊振興マルワ財団	
文部科学省	(財) スルガ奨学財団	
文部科学省	(財) 正求堂財団	
文部科学省	(社) 成蹊会	
文部科学省	(財) 西文育英会	
文部科学省	(財) セイコきもの文化財団	
文部科学省	(財) 生産技術研究奨励会	
文部科学省	(財) 精神分析学振興財団	
文部科学省	(財) 清明会	
文部科学省	(財) 世界聖典書及協会	
文部科学省	(財) セコム科学技術振興財団	
文部科学省	(財) セゾン文化財団	
文部科学省	(財) セネラル石油奨学会	
文部科学省	(社) 全圖出版協会	
文部科学省	(財) センチュリー文化財団	
文部科学省	(社) 全日本ピアノ指導者協会	平成14年10月処分済
文部科学省	(財) 総合初等教育研究所	
文部科学省	(財) 業材工学研究会	
文部科学省	(財) ソニー教育振興財団	
文部科学省	(財) 藤峰会	
文部科学省	(財) 大東急記念文庫	
文部科学省	(財) 太平洋セメント奨学会	
文部科学省	(財) 高久国際奨学財団	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 夕クエ七国際奨学財団	
文部科学省	(財) 高梨学術奨励基金	
文部科学省	(財) 夕カノ慶芸化学研究助成財団	
文部科学省	(財) 高松宮妃臨研究基金	
文部科学省	(財) 高村育英会	
文部科学省	(財) 高柳記念電子科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 高山国際教育財団	
文部科学省	(財) 武田科学振興財団	
文部科学省	(財) 武田信玄公室物保存会	
文部科学省	(財) 竹中育英会	
文部科学省	(財) 田嶋記念大学図書館振興財団	
文部科学省	(財) 辰橋考古資料館	
文部科学省	(財) 田附興風会	
文部科学省	(財) 立石科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 多山報恩会	
文部科学省	(財) 蛋白質研究奨励会	
文部科学省	(財) 彫刻の森美術館	
文部科学省	(財) 辻アジテ国際奨学財団	
文部科学省	(財) 津田塾会	平成14年3月処分済
文部科学省	(財) 手島工業教育資金団	
文部科学省	(財) ナル毛科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 電気科学技術奨励会	
文部科学省	(社) 電気学会	
文部科学省	(財) 電気磁気材料研究所	
文部科学省	(財) 電気通信工学振興会	
文部科学省	(財) 電磁応用研究所	
文部科学省	(社) 電子情報通信学会	
文部科学省	(財) 電通育英会	
文部科学省	(財) 天理教一九七会	
文部科学省	(財) 東京応化科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 東京海上各務記念財団	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 東京商科大学奨学財団	
文部科学省	(財) 東京大学出版会	
文部科学省	(社) 東京電機大学校友会	
文部科学省	(財) 同仁会	
文部科学省	(財) 東燃国際奨学財団	
文部科学省	(財) 東方研究会	
文部科学省	(財) 動脈硬化研究奨励会	
文部科学省	(財) 同盟育成会	
文部科学省	(財) 東洋食品研究所	
文部科学省	(財) 東レ科学振興会	
文部科学省	(財) 東和食品研究振興会	
文部科学省	(財) 常盤山文庫	
文部科学省	(財) 徳川黎明会	
文部科学省	(財) 徳山科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 戸田青英財団	
文部科学省	(財) 豊田理化学研究所	
文部科学省	(財) 内藤記念科学振興財団	
文部科学省	(財) 内藤榮春科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 永井熊七記念財団	
文部科学省	(財) 中川青英会	
文部科学省	(財) 中島記念国際交流財団	
文部科学省	(財) 長瀬科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 中蘆奨学会	
文部科学省	(財) 中西奨学会	
文部科学省	(財) 中部奨学会	
文部科学省	(財) 中村種善会	
文部科学省	(財) 中山科学振興財団	
文部科学省、厚生労働省	(財) 中山華雄科学技術文化財団	
文部科学省	(財) 中山報恩会	
文部科学省	(財) 新潟大学学術奨励会	
文部科学省	(財) 西奨学会	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 忍御友会	
文部科学省	(財) 西原青英文化事業団	
文部科学省	(財) 日勤美術財団	
文部科学省	(財) 日蓮正宗教学護法財団	
文部科学省	(財) 日産科学振興財団	平成14年12月処分済
文部科学省	(財) 日鉄鉱業奨学会	
文部科学省	(財) 日本青年館	
文部科学省	(財) 日本通運育英会	
文部科学省	(社) 日本フラーデーザイナー協会	
文部科学省	(財) 日本文化財団	
文部科学省	(財) 日本エスプレント学会	
文部科学省	(財) 日本オペラ振興会	
文部科学省	(社) 日本化学会	
文部科学省、経済産業省	(財) 日本科学技術振興財団	平成14年12月処分済
文部科学省	(財) 日本科学技術連盟	
文部科学省	(財) 日本化学研究会	
文部科学省	(財) 日本科学振興財団	
文部科学省	(財) 日本学協会	
文部科学省	(財) 日本火災春秋育英会	
文部科学省	(財) 日本学会事務センター	平成14年7月処分済
文部科学省	(財) 日本玩具文化財団	
文部科学省	(財) 日本棋院	
文部科学省	(社) 日本機械学会	
文部科学省	(財) 日本教育科学研究所	
文部科学省	(財) 日本教育公務員弘済会	
文部科学省	(社) 日本建築学会	平成14年10月処分済
文部科学省	(財) 日本国際教育協会	
文部科学省	(財) 日本古典文学会	
文部科学省	(財) 日本サッカー協会	
文部科学省	(財) 日本色彩研究所	
文部科学省	(財) 日本児童教育振興財団	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 日本社会教育協会	
文部科学省	(社) 日本将棋連盟	
文部科学省	(財) 日本証券奨学財団	
文部科学省	(社) 日本女子大学教育文化振興控議会	
文部科学省	(社) 日本数学会	
文部科学省、農林水産省	(財) 日本青年協会	
文部科学省、農林水産省	(財) 日本生物科学研究所	
文部科学省	(財) 日本テレビ放送網文化事業団	
文部科学省	(社) 日本美術家連盟	
文部科学省	(財) 日本仏教護国会	
文部科学省	(社) 日本プロサッカーリーグ	
文部科学省	(財) 日本文化生涯学習振興会21	
文部科学省	(財) 日本法制学会	
文部科学省	(財) 日本放送教育協会	
文部科学省	(財) 根津美術館	
文部科学省	(財) 野口研究所	
文部科学省	(財) 野田産業科学研究所	
文部科学省	(財) 野萩青少年育成財団	
文部科学省	(財) 野間文化財団	
文部科学省	(財) 野村学芸財団	
文部科学省	(財) 博報児童教育振興会	
文部科学省	(財) 権谷聖学会	
文部科学省	(財) 富山記念館	
文部科学省	(財) 富山文化財団	
文部科学省、経済産業省	(財) 兜座研究所	
文部科学省	(財) 服部植物研究所	
文部科学省	(財) 服部報公会	
文部科学省、経済産業省	(社) 黎明協会	
文部科学省	(財) 半導体研究振興会	
文部科学省	(財) 阪和青英会	
文部科学省	(財) 美術工芸振興佐藤基金	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省、厚生労働省	(財) 微生物化学研究会	
文部科学省	(財) 巳子才映像文化振興財団	
文部科学省	(財) 一橋大学後援会	
文部科学省	(財) 日ノ丸報恩会	
文部科学省	(財) ヒロシ国際奨学財団	
文部科学省	(財) 鳳樹会	
文部科学省	(財) 深田地質研究所	
文部科学省	(財) 福武学術文化振興財団	
文部科学省	(財) 藤井斉成会	
文部科学省	(財) フジノテ育英会	
文部科学省、厚生労働省	(財) 藤田建設労務振興会	
文部科学省	(財) 伏見船荷大社講務本庁	
文部科学省	(財) 藤原科学財団	
文部科学省	(財) 仏教伝道協会	
文部科学省	(財) 船井情報科学振興財団	
文部科学省	(財) 古岡奨学会	
文部科学省	(財) 平和中島財団	
文部科学省	(財) 報国報善会	
文部科学省	(財) 法政大学出版局	
文部科学省	(財) 芥一ヲ美橋振興財団	
文部科学省	(財) 北陸銀行奨学助成財団	
文部科学省	(財) 朴龍九育英会	
文部科学省	(財) 本願寺派教学助成財団	
文部科学省	(財) 本庄国際奨学財団	
文部科学省	(財) 本多記念会	
文部科学省、厚生労働省	(財) 本出報恩財団	
文部科学省	(財) 前川報恩会	
文部科学省	(財) 前田青徳会	
文部科学省	(財) 前田記念工学振興財団	
文部科学省	(財) 牧田国際育英会	
文部科学省	(財) 松尾育英会	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) 松尾学術振興財団	
文部科学省	(財) 松尾芸能振興財団	平成14年1月処分済
文部科学省	(財) 松本蒸治記念財団	
文部科学省	(財) マルチ報恩会	
文部科学省	(財) 丸和青英会	
文部科学省	(財) 三島海雲記念財団	
文部科学省	(財) 水谷精賀科学振興財団	
文部科学省	(財) ミス/国際スポーツ交流財団	
文部科学省	(財) ミス/スポーツ振興会	
文部科学省	(財) 三谷青英会	
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	(財) 三井報恩会	
文部科学省	(財) 三豊科学技術振興協会	
文部科学省	(財) ミツノ教育振興財団	
文部科学省、厚生労働省	(財) 三菱財団	
文部科学省	(財) 三菱信託山室記念奨学財団	
文部科学省	(財) 水戸東武館	
文部科学省	(財) 民生館	
文部科学省	(財) 向科学技術振興財団	
文部科学省	(財) 村田海外留学奨学会	
文部科学省	(財) 村田学術振興財団	
文部科学省	(財) モラロジー研究所	
文部科学省	(財) 森下仁丹奨学会	
文部科学省	(財) 森田奨学育英会	
文部科学省	(財) 守屋留學生交流協会	
文部科学省	(財) 矢野恒太記念会	
文部科学省	(財) 山岡青英会	
文部科学省	(財) 山際照明造形美術振興会	
文部科学省	(財) 山口青英奨学会	
文部科学省	(財) 山階鳥類研究所	
文部科学省	(財) 山田青英会	
文部科学省	(財) 山種美術財団	

所管官庁	法人名	備考
文部科学省	(財) ヤマハ音楽振興会	
文部科学省	(財) ユアサ国際教育学術交流財団	
文部科学省	(財) ユニオン造形文化財団	
文部科学省	(財) 陽明文庫	
文部科学省	(財) 吉岡文庫育英会	
文部科学省	(財) 吉田科学技術財団	
文部科学省	(財) 吉田秀雄記念事業財団	
文部科学省	(社) 米沢有為会	
文部科学省	(財) ヨネックススポーツ振興財団	
文部科学省	(財) 誠亮日本文藝楽団	
文部科学省	(財) ライフスポーツ振興財団	
文部科学省	(財) 理想教育財団	
文部科学省	(財) 林学会	
文部科学省、経済産業省	(財) 鈴漣学術財団	
文部科学省、経済産業省	(財) レーザー技術総合研究所	平成14年2月処分済
文部科学省	(財) ローコムミュージックアンダーシジョン	
文部科学省、経済産業省	(財) ローランド芸術文化振興財団	
文部科学省	(財) 若狭湾エネルギー研究センター	
文部科学省	(財) 和歌山大学経済学部後援会	
文部科学省	(財) 和田薫幸会	
文部科学省	(財) 純真国際薬学財団	
厚生労働省	(財) 愛世会	
厚生労働省	(財) 医科学応用研究財団	
厚生労働省	(財) ウイルス肝炎研究財団	
厚生労働省	(財) 上原記念生命科学財団	
厚生労働省	(財) 永光墓園	
厚生労働省	(財) 桜蔭会	
厚生労働省	(財) 大竹財団	
厚生労働省	(財) 偕行社	
厚生労働省	(財) 化学及血清療法研究所	
厚生労働省	(財) 金原一郎記念医学医療振興財団	

所管官庁	法人名	備考
厚生労働省	(財) 神澤医学研究振興財団	
厚生労働省	(財) 勤労青少年履進会	
厚生労働省	(財) 結核予防会	
厚生労働省、国土交通省	(財) 港湾労働安定協会	
厚生労働省	(財) コスモロジー研究振興財団	
厚生労働省	(財) 雇用開発センター	
厚生労働省	(社) 財形普及協会	
厚生労働省	(財) 在宅医療助成顕彰記念財団	
厚生労働省	(財) 三栄通食品化学研究振興財団	
厚生労働省	(社) 至誠会	
厚生労働省	(財) 實生堂社会福祉事業財団	
厚生労働省	(財) 正力厚生会	
厚生労働省、農林水産省	(財) 食品農医薬品安全性評価センター	
厚生労働省、国土交通省	(財) 新日本検定協会	
厚生労働省	(財) 聖ルカ・ラフサ・イエンス研究所	平成14年4月処分済
厚生労働省	(社) 全国調理師養成施設協会	
厚生労働省	(財) 全専売会館	
厚生労働省	(社) 全日本鍼灸マッサージ師会	
厚生労働省	(財) 全労運会館	
厚生労働省、経済産業省	(財) 太平洋戦争被災者慰霊協会	
厚生労働省、国土交通省	(財) 中小企業レクリエーションセンター	
厚生労働省	(財) 鉄道弘済会	
厚生労働省	(財) 富徳会	
厚生労働省	(財) 中富健康科学振興財団	
厚生労働省	(財) 日本おもちゃ図書館財団	
厚生労働省、国土交通省	(社) 日本海事検定協会	
厚生労働省	(社) 日本給食指導協会	
厚生労働省、国土交通省	(社) 日本港湾福利厚生協会	
厚生労働省	(財) 日本製織八幡共済組合	
厚生労働省	(財) 日本鉄道福祉事業協会	
厚生労働省	(財) 日本テレビ系列愛の小鳩事業団	

所管官庁	法人名	備考
厚生労働省	(財) 日本盲導犬協会	
厚生労働省	(財) 日本老人福祉財団	
厚生労働省	(財) 原田積善会	
厚生労働省	(財) 毎日新聞東京社会事業団	
厚生労働省	(財) 慢性疾患リハビリテーション研究振興財団	
厚生労働省	(財) ムンタルヘルス岡本記念財団	
厚生労働省	(財) 持田記念医学薬学振興財団	
厚生労働省	(財) 森永事任会	
厚生労働省	(財) ヤマト福祉財団	
厚生労働省	(財) 労働問題リサーチセンター	
厚生労働省	(財) 労働行政研究所	
青森労働局	(社) 上北労働基準協会	
滋賀労働局(共管:滋賀県知事)	(財) 滋賀保健研究センター	
山口社会保険事務局	(財) 山口県国民年金福祉協会	
農林水産省	(社) 愛善みずほ会	
農林水産省	(財) 飯島記念食品科学振興財団	
農林水産省	(社) 家の光協会	
農林水産省	(財) 伊藤記念財団	
農林水産省	(財) 浦上食品・食文化振興財団	
農林水産省	(財) エリザベス・アール・富士財団	
農林水産省	(財) 木原営林大和事業財団	平成13年12月処分済
農林水産省	(財) 軽種馬育成開発センター	
農林水産省	(財) 群馬国際交流協会	
農林水産省	(社) 高知林業土木協会	
農林水産省	(財) 国際緑化推進センター	
農林水産省	(財) 食料農商交流協会	
農林水産省	(財) すかいらーくグループサイエンス研究所	
農林水産省	(社) 全国食糧振興会	平成14年5月解散済
農林水産省	(社) 全国水産業協同組合共助会	
農林水産省	(社) 全国清涼飲料工業会	
農林水産省、国土交通省	(社) 全国農協観光協会	平成14年3月処分済

所管官庁	法人名	備考
農林水産省	(社) 畜産技術協会	
農林水産省	(財) 畜民協会	平成13年12月解散済
農林水産省、国土交通省	(財) 日本穀物検定協会	
農林水産省	(社) 日本草地畜産種子協会	
農林水産省	(財) 日本中央競馬会弘済会	
農林水産省	(財) 日本花の会	
農林水産省	(社) 日本フードサービス協会	
農林水産省	(社) 農山漁村文化協会	平成15年2月当該企業解散済
農林水産省	(社) 松岡科学研究所	
農林水産省	(財) 山崎香辛料振興財団	
農林水産省	(財) 旭硝子財団	
農林水産省	(財) 麻布研修センター	
農林水産省	(財) 天田金鳳加工機械技術振興財団	
農林水産省	(財) 天野工業技術研究所	
農林水産省	(財) 一般工業技術奨励会	
農林水産省	(社) エネルギ―情報工学研究会 主催	
農林水産省	(社) 大阪国際見本市委員会	
農林水産省	(財) 大崎企業エポーツ事業研究助成財団	
農林水産省	(財) 化学技術戦略推進機構	平成14年1月処分済
農林水産省	(社) 化学繊維技術改善研究会	
農林水産省	(財) 化学・バイオつくば財団	
農林水産省	(財) 金型技術振興財団	
農林水産省	(財) 川鉄二十一世紀財団	
農林水産省	(社) 関西経済連合会	
農林水産省	(財) 関西電気保安協会	
農林水産省	(財) 関東電気保安協会	
農林水産省	(財) 関西電力共済会館	
農林水産省	(財) 九州電気保安協会	
農林水産省	(社) 藤前工業会	
農林水産省	(社) 経済同友会	

所管官庁	法人名	備考
経済産業省	(社) 鋼材倶楽部	
経済産業省	(財) 工作機械技術振興財団	平成13年10月解散済
経済産業省	(財) サウンド技術振興財団	
経済産業省	(財) 自転車センター	
経済産業省	(社) 自動車工業振興会	平成14年4月解散済
経済産業省	(財) 商工会館	
経済産業省	(財) 商工協会	
経済産業省	(社) 情報サービス産業協会	
経済産業省	(財) 新生資源協会	
経済産業省	(財) 杉山産業化学研究所	
経済産業省	(財) エズキ財団	
経済産業省	(財) 石炭エネルギーセンター	平成14年3月当該企業解散済
経済産業省	(社) 世界貿易センター(東京)	
経済産業省	(社) 全日本文具協会	
経済産業省	(財) 高橋産業経済研究財団	
経済産業省	(財) 谷川熱技術振興基金	
経済産業省	(財) 中国電気保安協会	
経済産業省	(社) 中小企業診断協会	
経済産業省	(財) 中部自転車振興協会	平成14年1月解散済
経済産業省	(社) 中部経済連合会	
経済産業省	(財) 東海冠婚葬祭産業振興センター	
経済産業省	(財) 東電記念科学技術研究所	
経済産業省	(財) 東北電気会館	
経済産業省	(財) 東北電気保安協会	
経済産業省	(財) トステム建材産業振興財団	
経済産業省	(財) 中谷電子計測技術振興財団	
経済産業省	(社) 長野県商工会議所連合会	
経済産業省	(社) 日産会	
経済産業省	(財) 日中経済協会	平成14年2月処分済
経済産業省	(財) 日本板硝子材料工学助成会	
経済産業省	(財) 日本化学繊維検査協会	

所管官庁	法人名	備考
経済産業省	(社) 日本喫煙具協会	
経済産業省	(社) 日本絹人絹織物工業会	
経済産業省	(財) 日本航空機エンジン協会	
経済産業省	(財) 日本航空機開発協会	
経済産業省	(財) 日本産業リサーチセンター	
経済産業省、国土交通省	(財) 日本自動車査定協会	
経済産業省、国土交通省	(社) 日本自動車販売協会連合会	
経済産業省	(社) 日本照明委員会	
経済産業省	(社) 日本ソフビングゼンター協会	平成 14 年 6 月当該企業解散済
経済産業省	(社) 日本繊維倶楽部	
経済産業省	(社) 日本中小企業団体連盟	
経済産業省	(社) 日本電気協会	
経済産業省	(財) 日本塗料検査協会	平成 13 年 12 月処分済
経済産業省	(社) 日本皮革研究所	
経済産業省	(社) 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会	
経済産業省	(社) 日本グラフィックテクノス協会	
経済産業省	(社) 日本綿花協会	
経済産業省	(財) 北陸電気保安協会	
経済産業省	(社) 北海道商工会議所連合会	
経済産業省	(財) 北海道電気保安協会	
経済産業省	(財) 丸文研究交流財団	
経済産業省	(社) 民間活力開発機構	
経済産業省	(財) 流通経済研究所	
国土交通省	(財) 運輸調査局	
国土交通省	(財) 海事産業研究所	平成 13 年 10 月処分済
国土交通省	(財) 船舶情報化センター	
国土交通省	(社) 建築業協会	
国土交通省	(財) 交通協力会	
国土交通省	(財) 交通研究協会	
国土交通省	(財) 交通統計研究所	

所管官庁	法人名	備考
国土交通省	(財) 神戸港埠頭公社	
国土交通省	(社) 国際港湾貨物流通協会	平成14年7月処分済
国土交通省	(財) 小林国際都市政策研究財団	
国土交通省	(財) シツブ・アソビ・オーシャン財団	
国土交通省	(財) 首都高速道路協会	
国土交通省	(社) 全国モーターボート競走会連合会	
国土交通省	(社) 全国霊柩自動車協会	
国土交通省	(社) 全日本換気協会	
国土交通省	(社) 全日本トラック協会	
国土交通省	(社) 第一住宅建設協会	
国土交通省	(財) 鉄道総合技術研究所	平成14年3月処分済
国土交通省	(財) 道路サービス機構	
国土交通省	(財) 道路新産業開発機構	
国土交通省	(財) 日本海運振興会	
国土交通省	(財) 日本海事協会	
国土交通省	(財) 日本海事広報協会	
国土交通省	(財) 日本海事財団	
国土交通省	(社) 日本貨物検数協会	
国土交通省	(財) 日本気象協会	
国土交通省	(社) 日本橋梁建設協会	
国土交通省	(社) 日本建築家協会	
国土交通省	(財) 日本航空協会	
国土交通省	(財) 日本交通公社	
国土交通省	(財) 日本交通文化協会	
国土交通省	(社) 日本港運協会	
国土交通省	(社) 日本船主協会	
国土交通省	(社) 日本鉄道電気技術協会	
国土交通省	(社) 日本ホテル協会	
国土交通省	(社) 日本旅客船協会	
国土交通省	(財) 阪神高速道路管理技術センター	
国土交通省	(財) 山縣記念財団	

所管官庁	法人名	備考
国土交通省	(財) 横浜港埠頭公社	
北海道運輸局	(社) 釧根自動車協会	
北海道運輸局	(社) 釧根地区トラック協会	
北海道運輸局	(社) 北海道トラック協会	
東北運輸局	(財) 青森県観光事業協会	平成14年1月処分済
東北運輸局(共管:青森県知事)	(社) 青森県自家用自動車連合会	
東北運輸局	(社) 青森県自動車整備振興会	
東北運輸局	(社) 青森県自動車団体連合会	
東北運輸局	(社) 青森県タクシー協会	
東北運輸局	(社) 青森県トトラック協会	
東北運輸局	(社) 青森県バス協会	
東北運輸局	(財) 秋田県トラック協会	
東北運輸局	(財) 岩手県観光協会	
東北運輸局	(社) 岩手県トラック協会	
東北運輸局	(社) 福島県観光連盟	
東北運輸局	(社) 福島県自家用自動車協会	
東北運輸局	(財) 福島県自動車整備振興会	
東北運輸局	(社) 福島県自動車整備振興会	
東北運輸局	(社) 福島県トトラック協会	
東北運輸局	(社) 宮城県自動車整備振興会	
東北運輸局	(社) 宮城県自動車整備振興会	
東北運輸局	(社) 宮城県自動車整備振興会	
東北運輸局	(社) 宮城県トトラック協会	
東北運輸局	(社) 山形県トトラック協会	
東北運輸局	(社) 米沢観光協会	
関東運輸局	(社) 茨城県自動車整備振興会	
関東運輸局	(社) 茨城県トラック協会	
関東運輸局	(社) 茨城県バス協会	
関東運輸局	(財) 小田急電鉄事業団	
関東運輸局	(社) 神奈川県観光協会	

所管官庁	法人名	備考
関東運輸局	(財) 関東陸運振興財団	
関東運輸局	(社) 神奈川県トラック協会	
関東運輸局	(社) 群馬県トラック協会	
関東運輸局	(社) 埼玉県トラック協会	
関東運輸局	(社) 三重県自動車協会	
関東運輸局	(財) 地下鉄互助会	
関東運輸局	(社) 千葉県トラック協会	
関東運輸局	(財) 東京弘済会	
関東運輸局	(社) 東京乗用旅客自動車協会	
関東運輸局	(社) 東京都自動車整備振興会	
関東運輸局	(財) 東武鉄道共助会	平成14年2月処分済
関東運輸局	(社) 栃木県観光協会	
関東運輸局	(社) 栃木県トラック協会	
関東運輸局	(社) 山梨県自動車整備振興会	
関東運輸局	(社) 山梨県トラック協会	
関東運輸局	(財) 横浜市交通局協力会	
北陸信越運輸局	(社) 石川県トラック協会	
北陸信越運輸局	(社) 富山県トラック協会	
北陸信越運輸局	(社) 長野県トラック協会	
北陸信越運輸局	(社) 新潟県トラック協会	
中部運輸局	(社) 愛知県自動車会議所	
中部運輸局	(社) 愛知県トラック協会	
中部運輸局	(社) 岐阜県トラック協会	
中部運輸局	(社) 静岡県トラック協会	
中部運輸局	(財) 清水港湾博物館	
中部運輸局	(社) 飛騨高山観光協会	
中部運輸局	(社) 福井県トラック協会	
中部運輸局	(社) 三重県トラック協会	
近畿運輸局	(社) 大阪府自家用自動車連合協会	
近畿運輸局	(社) 大阪府トラック協会	
近畿運輸局	(財) 大阪陸運協会	

所管官庁	法人名	備考
近畿運輸局	(社) 京都府自家用自動車協会	
近畿運輸局	(社) 京都府自動車整備振興会	
近畿運輸局	(社) 京都府トラック協会	
近畿運輸局	(財) 神戸国際観光コンベンション協会	
近畿運輸局(共管:兵庫県知事)	(財) 神戸市都市整備公社	
近畿運輸局	(社) 堺北東自家用自動車協会	
近畿運輸局	(社) 滋賀県トラック協会	
近畿運輸局	(財) 中内カコンベンション振興財団	
近畿運輸局	(社) 奈良県トラック協会	
近畿運輸局	(社) 兵庫県自動車整備振興会	
近畿運輸局	(社) 兵庫県タクシー協会	
近畿運輸局	(社) 兵庫県トラック協会	
近畿運輸局	(社) 和歌山県トラック協会	
神戸運輸監理部	(社) 神戸港振興協会	
中国運輸局	(社) 岡山県自家用自動車協会	
中国運輸局	(社) 岡山県自動車整備振興会	
中国運輸局	(社) 岡山県タクシー協会	
中国運輸局	(社) 岡山県トラック協会	
中国運輸局	(社) 岡山県バス協会	
中国運輸局	(社) 鳥取県トラック協会	
中国運輸局	(社) 広島県トラック協会	
中国運輸局(共管:山口県知事)	(社) 山口県自家用自動車協会	
中国運輸局	(財) 山口県自動車整備センター	
中国運輸局	(社) 山口県乗用自動車協会	
中国運輸局	(社) 山口県トラック協会	
中国運輸局	(社) 山口県バス協会	
四国運輸局	(社) 愛媛県トラック協会	
四国運輸局	(社) 香川県自動車整備振興会	
四国運輸局	(社) 香川県トラック協会	
四国運輸局	(社) 高知県トラック協会	
四国運輸局	(社) 徳島県自動車整備振興会	

所管官庁	法人名	備考
四国運輸局	(社) 徳島県トラック協会	
四国運輸局	(社) 徳島県バス協会	
九州運輸局	(社) 大分県トラック協会	
九州運輸局	(社) 鹿児島県トラック協会	
九州運輸局(共管:熊本県知事)	(社) 熊本県自動車協会	
九州運輸局	(社) 熊本県自動車整備振興会	
九州運輸局	(社) 熊本県自動車標販協会	
九州運輸局	(社) 熊本県タクシー協会	
九州運輸局	(社) 佐賀県トラック協会	
九州運輸局	(社) 福岡県自動車整備振興会	
九州運輸局	(社) 福岡県タクシー協会	
九州運輸局	(社) 福岡県トラック協会	
九州運輸局	(社) 福岡市タクシー協会	
九州運輸局	(社) 宮崎県トラック協会	
沖縄総合事務局	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー	
沖縄総合事務局	(社) 沖縄旅客船協会	
沖縄総合事務局	(社) 全沖縄救済協会	
環境省	(財) イオングループ環境財団	
環境省	(財) 尾瀬勤労者休暇センター	
環境省	(財) 産業廃棄物処理專業振興財団	
環境省	(財) 世界自然保護基金ジャパン	
環境省	(財) 地球・人間環境フォーラム	
環境省	(財) 長尾自然環境財団	

(注) 備考欄中、「処分済」とあるのは、公益法人が保有していた株式等を既に処分したことを指す。また、「解散済」とあるのは公益法人が解散したことを、「当該企業解散済」とあるのは公益法人がその株式等を保有していた営利企業が解散したことを指す。なお、公益法人が複数の営利企業の株式等を保有している場合には、当該営利企業のすべてが解散した場合のみ、最後に解散した営利企業の解散年月を付記した上で「当該企業解散済」と記載している。

別表第三

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
警察庁	(財)日本交通管理技術協会	当該企業は首都圏域における道路交通の円滑化と安全に寄与し、極めて公共性が高く、当該法人の事業を補完するものであり、同企業の設立趣意に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	交通情報サービス(株)	交通情報、交通関連情報、生活利便情報及び娯楽、文化、レジャー等の情報提供や、これらの情報提供に関する装置及びシステムの企画、開発、設計、製造、販売等	
警察庁、国土交通省	(財)日本道路交通情報センター	当該企業は首都圏域における道路交通の円滑化と安全に寄与し、極めて公共性が高く、当該法人の事業を補完するものであり、同企業の設立趣意に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	交通情報サービス(株)	交通情報、交通関連情報、生活利便情報及び娯楽、文化、レジャー等の情報提供や、これらの情報提供に関する装置及びシステムの企画、開発、設計、製造、販売等	
金融庁、財務省	(社)新金融安定化基金	我が国金融システムの安定化及び内外からの信頼性確保に資するという当該法人の目的達成のため株式を保有している。	(株)紀伊預金管理銀行	破綻した阪和銀行を整理・清算するための受皿銀行として設立(当基金の100%出資)	平成14年6月処分済
金融庁、農林水産省	(社)ジェイエイバンク支援協会	企業設立に際して、農協系統内の共同出資を求めるため、系統関係団体として出資を求められ保有している。	(株)協同住宅ローン	住宅ローンの貸付等	平成14年8月処分済
北陸財務局	(社)石川県銀行協会	公的金融機関を一カ所に集中するビル建設に当たり当該企業が設立され、ビルに入居する機関は事業上、同社の株式保有を義務付けられたことにより昭和38年から保有している。処分に向けて当該企業と折衝を行っている。	金沢中央ビルディング(株)	ビル賃貸業	
中国財務局	(社)岡山県銀行協会	会員の親睦の目的で昭和36年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	内海観光開発(株)	ゴルフ場経営	
四国財務局	(社)愛媛県銀行協会	財界有志等からの協力要請等により昭和32年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	松山観光ゴルフ(株)	ゴルフ場経営	
四国財務局	(社)香川県銀行協会	財界有志等からの協力要請等により昭和35年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	内海観光開発(株)	ゴルフ場経営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の善利企業名及び事業内容		備考
			善利企業名	事業内容	
四国財務局	(社)高知県銀行協会	財界有志等からの協力要請等により昭和33年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	土佐観光施設(株)	ゴルフ場経営	
四国財務局	(社)徳島県銀行協会	財界有志等からの協力要請等により昭和41年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	徳島観光ゴルフ(株)	ゴルフ場経営	
福岡財務支局	(社)長崎銀行協会	財界有志等からの協力要請等により昭和30年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	長崎観光貿易(株)	ゴルフ場経営	
		財界有志等からの協力要請等により昭和13年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)長崎ブランドホテル	旅館・ホテル業	
		財界有志等からの協力要請等により昭和40年から保有している。適当な処分先が見つかっていない。	長崎土地開発(株)	ゴルフ場経営	
総務省、文科科学省、経済産業省	(社)日本ネットワークインフラメーションセンター	当該法人が実施していたドメイン名の登録管理業務の移管を目的として、当該企業を設立した際に、現物出資を行いその対価として保有している。平成14年度中に一部処分する予定であるが、当該事業の公益性等を踏まえつつ、更なる処分について検討を行う。	(株)日本レジスリサービス	ドメイン名の登録管理業務	
総務省	(社)日本民間放送連盟	当該企業の設立に当たり、全民間放送事業者が出資するとの趣旨を具現化するため、当該法人は、新規の民放事業者が入会するまでの間、新規加入会社の出資に代わり負担することとしたことから、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ワコワコ	放送衛星による一般放送事業	
関東総合通信局	(財)東京ケーブルビジョン	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)国際電気通信基礎技術研究所	電気通信分野における基礎的・独創的研究の推進等	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エイ・ティ・アール通信システム研究所	電気通信分野における基礎的・独創的研究の推進等	平成14年4月処分済
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エイ・ティ・アール自動翻訳電話研究所	電気通信分野における基礎的・独創的研究の推進等	平成14年4月処分済
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エイ・ティ・アール光電波通信研究所	電気通信分野における基礎的・独創的研究の推進等	平成14年4月処分済

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容			備考
			営利企業名	事業内容		
関東総合通信局	(財)東京ケーブリングビジョン	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エー・アイ・アール視聴覚機構研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	
信越総合通信局	(財)新潟テレビピア振興協会	都道府県(当時)が推進するテレビピア(高度情報文化都市)構想に基づく指定地域となった新潟市において、当該企業がテレビピア事業を行うこととなり、新潟テレビピア構築のための企画、調査等を行う当該法人に対する出資の要請に基づき、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)スーパーエーション新潟	ネットワークの設計・構築及び維持管理	平成14年4月処分済	
東海総合通信局	(財)名古屋ケーブリングビジョン	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)国際電気通信基盤技術研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年6月処分済	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エー・アイ・アール通信システム研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エー・アイ・アール自動翻訳電話研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エー・アイ・アール光電波通信研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エー・アイ・アール視聴覚機構研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	
近畿総合通信局	(財)京阪神ケーブリングビジョン	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当該法人の事業を展開する上でも、非常に有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	洛西ケーブリングビジョン(株)	CATV事業	平成14年4月処分済	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)国際電気通信基盤技術研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エー・アイ・アール通信システム研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	
		将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エー・アイ・アール自動翻訳電話研究所	電気通信分野における基礎的・独自の研究の推進等	平成14年4月処分済	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
近畿総合通信局	(財)京阪神ケーブルビジョン	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。	(株)エイ・イー・アール光電波通信研究所	電気通信分野における基礎的・独創的研究の推進等	平成14年4月処分済
			(株)エイ・イー・アール視聴覚機構研究所	電気通信分野における基礎的・独創的研究の推進等	平成14年4月処分済
九州総合通信局	(財)福岡ケーブルビジョン	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当該法人の事業を展開する上でも、非常に有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ワコワコ	放送衛星による一般放送事業	
法務省	(社)商事法務研究会	従来当該法人が行っていた収益事業部門の承継先として当該企業を設立した際、株式を保有したものである。	(株)商事法務	書籍・雑誌の出版	平成14年6月処分済
法務省	(財)法律扶助協会	基本財産の趣旨で遺贈を受けたが、運用財産として保有しているものである。早急に基本財産に繰り入れる予定である。	(株)ユーコー	不動産賃貸業、料理飲食業等	
外務省	(財)麗山会	資産運用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本電信電話	通信事業	
		資産運用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)NTTデータ	インターネットソフト開発	
		資産運用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)宝ホールディングス	酒造等	
		資産運用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)東京電力	電力供給事業	
		資産運用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本たばこ産業	総合食品	
		資産運用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本テレビ放送網	放送事業	
		資産運用のため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)三菱東京フアインシャルグループ	銀行業	
外務省	(社)日本中国友好協会	協会事務所維持のため、事務所所有権を株式化して保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分に困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)日中友好会館	不動産賃貸業	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
文部科学省、厚生労働省	(財)化学療法研究会	当該法人が製造・販売していた結核治療薬の需要増加に伴い、製造・販売部門を当該企業として独立させ、株式を保有したものである。適当な処分先が見つかっていない。	(株)化研生薬	医薬品の製造・販売	
文部科学省	(財)親世文庫	運用財産として審附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)東永	不動産管理等	
文部科学省、厚生労働省	(社)北里研究所	当該法人の業務を当該企業が受託しており、業務関係が密接であることから、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。 当該法人の業務を当該企業が受託しており、業務関係が密接であることから、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。 当該法人の業務を当該企業が受託しており、業務関係が密接であることから、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)アイ・チエイ 北里メディカルサービス(株) 北里薬品産業(株)	臨床事業 食堂、施設管理、医療事務の人材派遣等 ククチンの供給委託	
文部科学省	(財)基督教視聴覚センター	当該法人の業務を当該企業が受託しており、業務関係が密接であることから、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	富士商事(株)	ククチンの供給	
文部科学省	(財)黒川古文化研究所	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)アパコリエイテイングスタジオ	録音スタジオの賃貸、ビデオ等制作	
文部科学省	(財)コニカ画像科学振興財団	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)アパコリアイダルホール	結婚式場の運営	
文部科学省	(財)今日庵	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)キリスト教新聞社	定期刊行物の発行、出版	
文部科学省	(財)金光教布教興学基本財団	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)国際放送	放送	
文部科学省	(財)黒川古文化研究所	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	日本キリスト教書販売(株)	書籍の販売	
文部科学省	(財)コニカ画像科学振興財団	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)フジック	電子部品、その他関連製品の製造・販売	
文部科学省	(財)今日庵	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	六波商事(株)	印刷用フィルム・機械卸売業	平成14年3月処分済
文部科学省	(財)金光教布教興学基本財団	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)裏千家グリーンインターナショナル・インク 朝日放送(株)	ハワイにおけるホテル運営 テレビ・ラジオの放送	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
文部科学省	(財)金光教布教興学基本財団	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)中外日報	定期刊行物の発行、出版	
		財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	山陽放送(株)	テレビ・ラジオの放送	
文部科学省	(財)青蘆報恩会	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	ホテル仙合テラザ(株)	宿泊業	
文部科学省	(財)織梅華光泉林	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)サンメッセ日南	テーマパークの運営	
		財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)スピリット・コミュニケーションズ	経営コンサルティング	
		財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)燈影舎	印刷、出版	
文部科学省	(社)実践倫理宏正会	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	アルプス・カメラ(株)	帽子・服飾品等の製造業	
		財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)シヨセキ	書籍等刊行物・その他一般の印刷業	
		財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	清流出版(株)	書籍等の出版業	
		財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	ライボロー(株)	筆記具等文具・事務用品の製造・販売業	
文部科学省	(社)シナリオ作家協会	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)シナリオ会館	会館の運営事業	
文部科学省	(財)下中記念財団	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)平凡社	印刷・同関連業	
文部科学省	(社)白菊会	運用財産として審附されたため保有している。 適当な処分先が見つかっていない。	(株)萬有製薬	医薬品の製造・販売	
文部科学省	(財)進化生物学研究所	財産運用上の都合により保有している。	(株)沖縄北部地域開発研究センター	自然動植物公園の運営事業	当該営利企業清算中
文部科学省	(財)新技術開発財団	当該法人の設立者所有の運用財産として株式の遺贈を受けたことにより保有している。	東北リコー(株)	計測機器、事務用機器、光学機器、音響機器、電気機器、医療機器、その他の一般機械器具及び付属品、消耗品の製造販売	平成13年12月処分済
文部科学省	(社)全国出版協会	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	(株)トーハン	書籍の取次事業	
文部科学省	(財)セントリー文化財団	財産運用上の都合により保有している。適当 な処分先が見つかっていない。	Culture Communication Fund B.V.	図書館の運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
文部科学省	(社)全日本ピアノ指導者協会	財産運用上の都合により保有している。	(株)河合楽器製作所	各種楽器、木工品及び金属加工品の製造並びに販売等	平成14年10月処分済
文部科学省	(財)辰馬考古資料館	設立時に運用財産として寄附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)白鷹	酒類の製造・販売、不動産の売買・賃貸借及び管理	
文部科学省	(財)辰馬考古資料館	設立時に運用財産として寄附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)辰馬企業	不動産業、雑貨・新聞等の販売並びに飲食業等	
文部科学省	(財)東京大学出版会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)学会センタービル	学会センタービルの管理運営業務	
文部科学省	(財)東京大学出版会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)学芸センタービル	通信事業	
文部科学省	(財)東京大学出版会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	東京ケーラルネットワーク(株)	書籍の取次事業	
文部科学省	(財)東京大学出版会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)トーハン	書籍の取次事業	
文部科学省	(財)東京大学出版会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	日本出版販売(株)	書籍の取次事業	
文部科学省	(財)東京大学出版会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ユニービー制作センター	出版物の受託制作	
文部科学省	(社)東京電機大学校友会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)オーム社	雑誌等の出版	
文部科学省	(財)同盟育成会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)綿電サービス	清掃・食堂運営	
文部科学省	(財)同盟育成会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	太平印刷社(株)	印刷業	
文部科学省	(財)同盟育成会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)電通	広告代理業	平成13年11月の株式上場に伴い対象外
文部科学省、厚生労働省	(財)中山報恩会	当該法人の青英事業に賛同した当該企業が(株)関西鉄工ら運用財産として寄附を株式で受け入れたため、保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)関西鉄工	各種鍛造品・各種鍛鋼品等の製造等	
文部科学省、厚生労働省	(財)中山報恩会	当該法人の青英事業に賛同した当該企業が(株)大中物産ら運用財産として寄附を株式で受け入れたため、保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)大中物産	石炭及び石炭化学製品、石油及び石油化学製品の売買等	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
文部科学省、厚生労働省	(財)中山頼恩会	当該法人の青英事業に賛同した当該企業から運用財産としての寄附を株式で受け入れたため、保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)南海化学工業	有機薬品・農薬等の製造及び販売、環境リサイクル事業	
文部科学省、経済産業省	(財)日本科学技術振興財団	当該法人の目的とする諸事業の総合的な推進の一環として科学技術教育テレビ放送事業を行うため、昭和45年に当該法人が当該企業を設立し、株式を保有している。	(株)千代田ビデオ	スタジオ及び録音録画施設の賃貸、映画・ビデオ制作等	平成14年12月処分済
文部科学省	(財)日本科学技術振興財団	当該法人の事業の発展において、その必要性から当該企業を設立し、株式の一部を保有している。当該企業の株式については、平成14年3月に一部処分したが、残りの株式については適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本科学技術研究所	科学技術計算・数理統計による解析支援、ソフトウェアの委託開発	
文部科学省	(財)日本学会事務センター	当該法人の事業の発展において、その必要性から当該企業を設立し、株式の一部を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日科技運出版社	経営管理技術に関する書籍、雑誌、視聴覚教材等の出版	
文部科学省	(財)日本学会事務センター	財産運用上の都合により保有している。	(株)学会センタービル	学会センタービルの管理運営業務	平成14年7月処分済
文部科学省	(財)日本棋院	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	NTTデジタル通信(株)	情報サービス	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)大阪囲碁会館	会館の維持・運営と関西方面における囲碁の普及	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	サテライトカナルチャージャー(株)	通信衛星放送のためのテレビ番組の制作及び囲碁に関する番組のCS放送	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本棋院北海道本部囲碁会館	北海道における囲碁普及の拠点	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	日本出版販売(株)	書籍の取次事業	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	東急建設(株)	総合的な建設事業	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)トーハン	書籍の取次事業	
		財産運用上の都合により保有している。	(株)日本建築センター	オフィスの賃貸事業等	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ジェイリーグエンターテインズ	リーグ商品の開発、販売、サッカーに関する広告・宣伝業務	平成14年10月処分済

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
文部科学省	(財)日本サッカー協会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本フットボールリーグ(株)	サッカーのテレビ中継センター	
文部科学省	(社)日本将棋連盟	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	サテライトカルチャーセンター(株)	日本将棋連盟と業務契約し、将棋専門の放送チャンネルの運営	
文部科学省	(財)日本青年館	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)FMジャパン	FMラジオ放送	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ニッセイ	日本青年館が保有するホールの運営	
文部科学省	(社)日本美術家連盟	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)美術会館	日本美術家連盟が所有する事務所ビルの管理業務	
文部科学省	(社)日本プロサッカーリーグ	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	ジェイリーグ映像(株)	リーグの映像の記録・保存、権利等の管理業務	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ジェイリーグエンターテインメント	リーグ商品の開発、販売、サッカーに関する広告・宣伝業務	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	ジェイリーグネット(株)	リーグ等の静止画像(スチール写真)の記録・保存、一括管理業務	
		財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本フットボールリーグ(株)	サッカーのテレビ中継センター	
文部科学省	(財)野田産業科学研究所	財産運用上の都合により保有している。	ヒダタ醤油(株)	醤油販売製造等	平成14年3月如分済
文部科学省	(財)野萩青少年育成財団	運用財産として審判されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)キンカ堂	小売業	
文部科学省	(財)博報児童教育振興会	運用財産として遺贈されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)博報堂	広告代理業	
文部科学省、経済産業省	(社)黎明協会	当該企業は、当該法人が行う著作権関係事業の予備審査等を任せるに当たり、事業を効果的かつ安定的に行い、また、当該法人の意見が当該企業の運営に反映されることを担保するため、株式を保有しているが、適当な処分先が見つかっていない。 当該企業が維持管理等を行う黎明会館は、当該法人が事業を円滑に行っていく上で不可欠であったため株式を保有しているが、適当な処分先が見つかっていない。	(株)特許センター (株)黎明会館	工業所有権及び科学技術等に関する情報の提供、工業所有権及び科学技術等に関する図書、書籍文献及び資料等著作、作成、編集、翻訳、複写並びに売買及び輸出入等 不動産の賃貸及びその保安警備、建物及び建物附属設備の運転、維持管理等	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
文部科学省	(財)半導体研究振興会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)インテリジェント・コスモス研究機構	研究開発会社の設立及び運営支援、研究成果の実用化支援、研究開発用施設の賃貸、各種調査等の受託、地域コンソーシアム研究開発	
文部科学省	(財)仏教伝道協会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)仏教タイムス	定期刊行物の発行、出版	
文部科学省	(財)報国護善会	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)泉吉	不動産賃貸業	
文部科学省	(財)法政大学出版局	財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)トーハン 日本出版販売(株)	書籍の取次事業	
文部科学省	(財)ワルチ報恩会	運用財産として密附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	島根トヨタ自動車(株)	自動車販売業	
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	(財)三井報恩会	結核治療薬の研究をしていた(財)化学療法研究会に対し、当該法人は助成事業の一環として支援していたが、当該財団が昭和17年に治療薬の製造販売部門を独立させて当該企業を設立した。その際、出資原則に応じて株式を保有したものである。適当な処分先が見つかっていない。	化研生薬(株)	医薬品の製造販売	
文部科学省	(財)山岡育英会	運用財産として密附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	ヤンマー(株)	農業用、船舶用、その他一般産業用各種内燃機関及び農業機械、船舶、建設機械、冷暖房空調機器等の製造、販売、修理並びにこれらに附帯関連する一切の事業	
文部科学省	(財)山種美術財団	運用財産として密附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)金山証券	証券業務	
文部科学省、経済産業省	(財)シーザー技術総合研究所	基礎技術研究円滑化法に基づく制度を活用して設立された当該企業を当該法人が技術的にサポートする必要があったため、株式を保有している。	(株)自由電子シーザ研究所	自由電子シーザー装置から出た成果の普及	平成14年2月処分済
厚生労働省、国土交通省	(財)港湾労働安定協会	港湾労働者の福利厚生を目的として当該企業を設立し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)シーバリス	港湾労働者等のための保養施設の運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
厚生労働省	(社)至誠会	病院部門の経営再建のため、資産運用として購入し、保有している。適当な処分先が見つからない。	(株)みずほホールディングス	銀行等の会社の経営管理等	
厚生労働省、国土交通省	(財)新日本検定協会	海外に所在する被検定者からの実施要請に 応えるため、現地に当該法人が事務所を設置しようとしたところ、現地の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。公益法人の公益事業の外国における実施に当たり、当該現地の制度により保有せざるを得ない株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	新日本検定(シンガポール)(株)	鑑定・検査・検定業務	
		海外に所在する被検定者からの実施要請に 応えるため、現地に当該法人が事務所を設置しようとしたところ、現地の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。公益法人の公益事業の外国における実施に当たり、当該現地の制度により保有せざるを得ない株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	新日本検定(マレーシア)(株)	鑑定・検査・検定業務	
		海外に所在する被検定者からの実施要請に 応えるため、現地に当該法人が事務所を設置しようとしたところ、現地の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。公益法人の公益事業の外国における実施に当たり、当該現地の制度により保有せざるを得ない株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	韓国新日本検定(株)	鑑定・検査・検定業務	
		当該企業は、港湾等のFAZ(フオアリンクウセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	かわさきフーズ(株)	輸入貨物の保管・荷さばき場、輸入品の展示及び販売施設その他の輸入促進等に関する各種施設の建設、運営についての調査、企画、立案	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
厚生労働省、国土交通省	(財)新日本検定協会	当該企業は、港湾等のFAZ(フオーリーニアクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)北九州輸入促進センター	輸入品に関する卸業務センター、物流センター、展示場及び加工場の建設、運営に関する調査、企画等	
		当該企業は、港湾等のFAZ(フオーリーニアクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	清水港振興(株)	物流業務に関する企画、立案及び管理運営等	
		当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたことにより、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	横浜港埠頭ビル(株)	港湾施設としてのビル運営	
厚生労働省	(社)全日本鍼灸マッサージ師会	商取引関係にあることから株式を保有している。平成12年度の総会において、株式売却を決議しているが、適当な処分先が見つかっていない。	(株)ゼンジン	居宅介護支援事業者等への介護器具貸付、開業の支援事業等	
厚生労働省	(財)太平洋戦争被害者救済協会	配当金を運用財産に加えてほしいという意向で密附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)主婦と生活社	出版業	
厚生労働省、国土交通省	(財)鉄道弘済会	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	朝日火災海上保険(株)	損害保険業	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	旭川スリージョンテレポート(株)	貸店舗経営・指導	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	旭川ターミナルビル(株)	貸店舗経営・指導	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)駅レンタカーシステム	貸自動車業	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)エヌケーピー	情報サービス観光事業	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	小田原地下街(株)	店舗賃貸及び物販	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考	
			営利企業名	事業内容		
厚生労働省、国土交通省	(財)鉄道弘済会	当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	九州キヨスク(株)	物販業		
			(株)九州弘済サービス	JR集会所宿泊所		
			九州鉄道リネンサービス(株)	鉄道リネンサービス・洗濯		
			創路ステーションビル(株)	貸店舗経営・指導		
			当該企業が、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	ケービーエス	施設賃貸管理業務受託	
			当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	弘済印刷(株)	印刷製本業	平成14年8月処分済
			当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	(株)弘栄堂書店	書籍販売	
			当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	弘済専業(株)	貸ビル業	
			当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	弘済建物(株)	宅地売買・斡旋	
			当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	札幌駅地下街開発(株)	地下街管理・貸店舗	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
厚生労働省、国土交通省	(財)鉄道弘済会	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	社団法人ミナトビル(株)	買店経営・指導	
			(株)ジェイアール西日本テイクサービスネットワーク	物販業	
			(株)ジェイアール西日本マルニツクス	鉄道荷物受託・自動車運送	
			四国キヨスク(株)	物販業	
			新日本リネン(株)	鉄道用品のリネンサプライ・クリーニング	
			仙建工業(株)	軌道工事請負施工	
			大弘建物(株)	ビルの所有管理賃貸	
			(株)高松駅弁	食品・雑貨販売	
			電気技術開発(株)	電気設備設計施工	
			東海キヨスク(株)	物販業	
			(株)東武百貨店	百貨店業	平成13年10月処分済
			中津ステーション開発(株)	ショッピングセンターの運営	平成14年3月処分済

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
厚生労働省、国土交通省	(財)鉄道弘済会	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	日本交通技術(株)	内外鉄道調査設計	
		当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	早稲商事(株)	ホテル事業	
		当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	東日本キヨスク(株)	物販業	
		当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	広島鉄道荷物(株)	JR駅務受託	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)福岡交通センター	バスターミナル・貸室業	平成14年3月処分済
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)別府ステーションセンター	ショッピングセンターの運営	
		当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	北洋リネンサプライ(株)	リネンサプライ	
		当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	北海道キヨスク(株)	物販業	
		当該企業は、当該法人が直接行っていた収益事業部門を分離独立し、営利企業として設立したものであり、その際に取得した株式を保有している。	(株)北海道弘済サービス	JR兼宿泊所附受託	平成14年3月処分済
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	北海道ジェイアール都市開発(株)	宅建業・不動産業	
当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。	宮城野倉庫(株)	倉庫業	平成14年12月処分済		

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
厚生労働省、国土交通省	(社)日本海事検定協会	海外に所在する検査依頼者からの実施要請に応えるため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	亜東海事検定保険公證人股份有限公司	鑑定・検査・検定業務	
		海外に所在する検査依頼者からの実施要請に応えるため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	天津華和海事検定有限公司	鑑定・検査・検定業務	
		海外に所在する検査依頼者からの実施要請に応えるため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日中商品検査(株)	鑑定・検査・検定業務	
		海外に所在する検査依頼者からの実施要請に 応えるため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本海事検定(インドネシア)(株)	鑑定・検査・検定業務	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
厚生労働省、国土交通省	(社)日本海事検定協会	海外に所在する検査依頼者からの実施要請に 대응するため、現地に事務所を設置しようとしたところ、現地の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。外国における公益事業の実施に当たり、当該現地の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本海事検定(タイ)(株)	鑑定・検査・検定業務	
		海外に所在する検査依頼者からの実施要請に 対応するため、現地に事務所を設置しようとしたところ、現地の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。外国における公益事業の実施に当たり、当該現地の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本海事検定(マレーシア)(株)	鑑定・検査・検定業務	
		海外に所在する検査依頼者からの実施要請に 対応するため、現地に事務所を設置しようとしたところ、現地の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。外国における公益事業の実施に当たり、当該現地の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	フアリピン日本海事検定(株)	鑑定・検査・検定業務	
		当該企業は、品質管理システム等に関する審査登録機関であり、独立性・透明性を確保するために出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	日本海事検定キューエーエイ(株)	ISOに基づく品質管理・環境管理に関する審査登録機関	
		当該企業は、港湾等のFAZ(フオーリーニアクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	ATCエクスプレス(株)	利用運送業、物流業務に関する企画、立案及び管理運営、通関業	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
厚生労働省、国土交通省	(社) 日本海事検定協会	当該企業は、港湾等のFAZ(フオーリンシアケセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	かわさきフーズ(株)	輸入貨物の保管・荷さばき場、輸入品の展示及び販売施設その他の輸入促進等に関する各種施設の建設、運営についての調査、企画、立案	
		当該企業は、港湾等のFAZ(フオーリンシアケセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)北九州輸入促進センター	輸入品に関する卸業務センター、物流センター、展示場及び加工場の建設、運営に関する調査、企画等	
		当該企業は、港湾等のFAZ(フオーリンシアケセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	清水港振興(株)	物流業務に関する企画、立案及び管理運営等	
		当該企業は、港湾等のFAZ(フオーリンシアケセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、地方自治体からの要請で出資、株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)舞鶴21	見本市、展示会、各種イベントの企画、実施及び誘致等	
厚生労働省、国土交通省	(社) 日本港湾福利厚生協会	港湾労働者の福利厚生を目的として当該企業を設立し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)シーパルス	港湾労働者等のための保養施設の運営	
厚生労働省	(財) 日本盲導犬協会	通用財産として寄附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株) 東京電力	電力供給事業	
青森労働局	(社) 上北労働基準協会	事務所設置のための土地の借用にあたり、当該企業の株式を取得した上で土地を借用したものである。適当な処分先が見つかっていない。	(株) 上北労働会館	土地の賃貸業	
農林水産省	(財) 木原営林大和事業財団	当該企業から経営安定のため要請があり株式を保有している。	(株) 新宮原木市場	原木市場	平成13年12月処分済
農林水産省	(社) 高知林業土木協会	当該企業から経営安定化のため要請があり、株式を保有している。平成15年3月に処分を予定している。	(株) 高知興林	林道及び治山における緑化工事	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
農林水産省	(社) 全国清涼飲料工業会	容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルの再商品化義務が事業者に課されることとなったことに伴い、社会的義務を課するために清涼飲料業界等が出資し、当該企業を設立している。 当該企業は、本法人の営利事業部門を分離し、農協系統向けに事業を行うため設立したものである。また、保有株式は、設立の際に必要な資本金として、基本的に農協系統内から出資を受けた際に、残額となつてしまつたものを設立の経緯から本法人が引き受けたものである。当該株式は、本法人の努力により減少させてきたが、一方で、当該企業の設立趣旨から定款において農協系統以外への株式の譲渡が制限されており、他方で、昨今、譲渡先となるべき農協系統では、経営の合理化が進められており、系統内での処分先も見つからない。	(株) 農協観光	旅行業法に基づく旅行業務(国内及び海外旅行)等	平成14年3月処分済
農林水産省、国土交通省	(社) 全国農協観光協会	農協系統向けに事業を行うため設立したものである。また、保有株式は、設立の際に必要な資本金として、基本的に農協系統内から出資を受けた際に、残額となつてしまつたものを設立の経緯から本法人が引き受けたものである。当該株式は、本法人の努力により減少させてきたが、一方で、当該企業の設立趣旨から定款において農協系統以外への株式の譲渡が制限されており、他方で、昨今、譲渡先となるべき農協系統では、経営の合理化が進められており、系統内での処分先も見つからない。	(株) 岩手バイオマス研究センター	木質系資源の飼料化有効利用技術の開発等	
農林水産省	(社) 畜産技術協会	民間活力導入による畜産技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構の要請に基づき、リスキの高いベンチャー企業への研究資金援助を出資という形態で行つたため、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株) エス・エル・エー研究所	ハンチントン舞踏病遺伝子導入ミニマの作出等	
		民間活力導入による畜産技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構の要請に基づき、リスキの高いベンチャー企業への研究資金援助を出資という形態で行つたため、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株) エヌイーサイエンス	病因性遺伝子組込マウスの作出等	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
農林水産省	(社)畜産技術協会	民間活力導入による畜産技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構の要請に基づき、リスクの高いベンチャー企業への研究資金援助を出資という形態で行ったため、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)岐阜免疫研究所	毒物原性大腸菌の抗体製剤の作出等	
		民間活力導入による畜産技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構の要請に基づき、リスクの高いベンチャー企業への研究資金援助を出資という形態で行ったため、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ジヤニフ・テック	羽毛の機能性飼料化技術の開発等	
		民間活力導入による畜産技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構の要請に基づき、リスクの高いベンチャー企業への研究資金援助を出資という形態で行ったため、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)飼料作物改良増殖技術研究所	バイオテクノロジー等を活用した飼料作物新品種の育種技術の開発	
		民間活力導入による畜産技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構の要請に基づき、リスクの高いベンチャー企業への研究資金援助を出資という形態で行ったため、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)バイオエヌニューテクノロジー研究所	ヒト成長ホルモン作成遺伝子導入ゾウの作出等	
農林水産省、国土交通省	(財)日本穀物検定協会	企業設立の趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)加工米育種研究所	加工米の新品種及び加工米の育成技術等の成果の管理	
農林水産省	(社)日本草地畜産種子協会	民間活力導入による畜産技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構の要請に基づき、リスクの高いベンチャー企業への研究資金援助を出資という形態で行ったため、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)飼料作物改良増殖技術研究所	バイオテクノロジー等を活用した飼料作物新品種の育種技術の開発	
農林水産省	(社)日本フードサービス協会	企業の設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ジェンフルメカード	日本フードサービス協会会員の各外食店舗で共通して利用できるギフトカードの発行	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
農林水産省	(社)農山漁村文化協会	出資の要請に基づき保有している。	国際図書展運営(株)	ブックフェアの開催	平成14年9月当該企業解散済
			(株)ジャパンブックセンター	書籍の流通倉庫の運営	平成15年2月当該企業解散済
農林水産省	(財)林野弘済会	林業資機材の販売等を通じて林業生産活動の活性化を図るために株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	旭川興林産業(株)	林業資機材の販売、緑化工事等、工事施工管理	
			オゾラカンリゾート(株)	スキー場運営、その他附帯事業	
			旭友林業(株)	造林、集材生産事業、緑化事業	
			木曾協和産業(株)	木村の生産・販売事業、製材事業、治山・林道事業、観光事業	
			開田高原開発(株)	スキー場運営	
			栗坂観光(株)	スキー場運営	
			飛騨森林都市企画(株)	スキー場運営、体験施設等の開発	
			信州林業(株)	治山・林道事業、観光(売店、キャンプ場)事業	
			東和産業(株)	探石生産事業	
			日本林業肥料(株)	林業緑化資材、肥料、除草剤等販売	平成14年7月処分済

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
農林水産省	(財)林野弘済会	<p>森林の保健・休養機能の開発利用を図るために株式を保有している。適当な処分先が見つからない。</p> <p>地元の強い要請があったほか、宿泊事業を通じて森林利用者の便宜増進を図るために株式を保有している。適当な処分先が見つからない。</p> <p>素材生産を通じて林業生産活動の活性化を図るために株式を保有している。適当な処分先が見つからない。</p> <p>緑化事業等を通じて林業生産活動の活性化を図るために株式を保有している。適当な処分先が見つからない。</p> <p>林業機械の販売を通じて林業生産活動の活性化を図るために株式を保有している。適当な処分先が見つからない。</p>	<p>広島エアポートビルジ(株)</p> <p>(株)ぶなの森 玉川温泉</p> <p>北海道道園緑化(株)</p> <p>北海林友(株)</p>	<p>リゾート施設の経営</p> <p>温泉宿泊保養施設の経営、附帯・関連事業</p> <p>素材生産、造林、土木に関する事業</p> <p>公園工事、緑化、造林、山林野面</p> <p>森林調査、緑化土木工事</p>	
経済産業省	(財)一樹工業技術奨励会	<p>当該株式は、当該法人設立時に寄附されたものである。指導監督基準に従い措置を講ずるべく検討中。</p>	日機装(株)	機械製造業(化学用精密ポンプ、電力向けポンプ、人工腎臓等の製造)	
経済産業省	(社)化学繊維技術改善研究委員会	<p>当該企業は、溶解バルブを開発するため、製造メーカー等の共同出資により設立され、出資要請を受けて、応分の負担をするため当該法人が引き受けたものである。当該株式は処分する方向で検討している。</p> <p>当該企業は、繊維業界の本拠地として設立され、会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため株式を購入したものである。当該株式は処分する方向で検討している。</p> <p>当該企業は、化学繊維関係企業を株主として設立され、株主移動の際に会員の意向により株式を引き受け保有しているが、適当な処分先が見つからない。</p>	<p>アラスカバルブ(株)</p> <p>(株)繊維会館</p> <p>(株)繊維総合研究所</p>	<p>バルブ及びポンプの輸入並びに販売</p> <p>不動産賃貸業</p> <p>不動産の売買及び貸室事業</p>	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
経済産業省	(財)化学技術戦略推進機構	当該企業は品質管理と品質保証に関する国際規格(ISO9000)の第三者審査制度の運用開始に対応し、同制度の導入を必要としていた化学産業界の要請に答えて設立された企業であり、本趣旨に賛同した当該法人は、当該企業の設立に協力する形で株式を保有している。	日本化学キユーエ(株)	品質管理と品質保証に関する国際規格(ISO9000)の第三者審査機関	平成14年1月処分済
経済産業省	(社)藤前工業会	当該法人の活動の場として会館を設立し、会員全員が株主となる株式会社を設立した。その後、当該法人の活動と一体化した効率的な運営を図るため、会員全員がその所有する会館株式を当該法人に寄附したものである。当該企業が行う会館の維持管理等は、当該法人の事業を円滑に行うため不可欠であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)藤前工業会館	藤前工業会館の賃貸、建物の維持管理等	
経済産業省	(社)鋼材倶楽部	当該法人は、会員企業との共同出資により業界の集会所及び事務所の管理・運営を目的として当該企業を設立し、その経営に参画、責任を持つとの観点から敷地を現物出資するとともに株式を保有している。	(株)鉄鋼会館	不動産賃貸業	平成13年10月解散済
経済産業省	(社)自動車工業振興会	当該企業は、自動車工業振興会が実施しているイベントの会場を提供する企業であり、当該法人は、イベント開催のため、会場を毎年一定期間全面的に貸し切る必要がある。イベント開催に当たって円滑な利用を確保する観点から出資し、株式を保有している。	(株)日本コンベンションセンター	内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催等	平成14年4月解散済
経済産業省	(社)情報サービス産業協会	当該企業は、情報化人材育成・ベンチャー企業支援の拠点(当該法人もテナントとして入居)の運営管理など公共性の高い事業を行う第三者センターとして設立されたものである。その円滑な運営のため出資し、株式を保有したものであるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)タム二十四	ビル賃貸業等	
経済産業省	(社)世界貿易センター(東京)	当該企業は、竹芝地域の再開発に際し、貿易振興施設の設置を再開発プランに加えるため東京都からの要請により出資し、株式を保有しているが、適当な処分先が見つかっていない。	竹芝地域開発(株)	ニューピア竹芝等の不動産賃貸	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
経済産業省	(財)石坂エネルギーセンター	日本石坂協会、(財)石坂技術研究所及び(財)石坂開発技術協力センターの3団体の統合により当該法人が発足した際に日本石坂協会より継承している。	(株)日本国際協力機構	開発途上国に対する投融資及びコンサルタント業務	平成14年3月当該企業解散済
経済産業省	(社)全日本文具協会	当該企業は、文具業界の振興のため、関連団体の総意によって設立され、業界活性化等を図るため関連団体の株主で構成されていることから当該法人も株式を保有しているが、適当な処分先が見つからない。	日本文具振興(株)	全国共通「文具券」の発券・回収および関連業務	
経済産業省	(社)中小企業診断協会	当該企業の株主は、当初、当該法人の会員であったが、その後株式の審判、譲渡等を受けたものである。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)中小企業診断士会館	不動産の賃貸及び管理並びにこれに附帯する一切の業務	
経済産業省	(社)中部経済連合会	当該企業は、中部地域の官民共同プロジェクトとして第三セクター方式で設立されたものである。中部地域経済の振興を図る経済団体として協力要請を名古屋市中区から受けたことにより出資し、株式を保有しているものであるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)国際デザインセンター	地域と密着した総合的なデザインセンターとして、交流、育成、研究開発、プロジェクトの企画制作等	
経済産業省	(社)長野県商工会議所連合会	当該企業は、沿線地域に必要な不可欠な区間の鉄道事業を継続するため、第三セクターとして設立され、地元の高工業を代表する立場で地元の高工業の発展のため出資し、株式を保有しているが、適当な処分先が見つからない。	しなの鉄道(株)	鉄道業	
経済産業省	(社)日産会	昭和31年に前身団体の残余財産として取得したものである。現在、財務諸表において基本財産として整理されており、早急な処分は困難であるが、今後処分についての検討を行う。	日産自動車(株)	自動車製造	
経済産業省	(財)日本化学繊維検査協会	当該法人が、福利厚生等の施設として、ゴルフ場を利用する権利(受益権)を得るために当該企業の株式を購入し、保有しているものである。指導監督基準に従い処分する方向で検討中である。	(株)日高カントリー倶楽部	ゴルフ場及び食堂の経営並びにゴルフ用具の販売	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
経済産業省	(社)日本喫煙具協会	当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)喫煙具会館	不動産賃貸業	
経済産業省	(社)日本精人機織物工業会	当該法人の設立当初、会員産地の手助けとなるよう大手産地のある地方銀行の株式を保有したものである。指導監督基準に基づき順次処分し、端株が残ったものである。平成15年度にはすべて処分を予定している。	(株)福井銀行	金融業務	
		当該法人の設立当初、会員産地の手助けとなるよう大手産地のある地方銀行の株式を保有したものである。指導監督基準に基づき順次処分し、端株が残ったものである。平成15年度にはすべて処分を予定している。	(株)北国銀行	金融業務	
経済産業省	(財)日本航空機エンジン協会	航空機工業振興法に基づき国から助成を受けた当該法人が日本の開発主体となり、航空機の日米欧5か国共同開発プロジェクトに参画した。本開発の取りまとめ法人としてIAEを設立する際、参加事業者それぞれが参加比率に応じてIAEの株式を保有(当該法人は23%)することになったものである。当該株式の処分は、我が国が国際共同開発事業から撤退することを意味し、これまでの政府助成を含む莫大な投資金の回収が不可能となる。今後も慎重な検討が必要である。	IAE(International Aero Engines)	中型航空機用V2500 エンジンの国際共同開発及び生産・販売に関する活動全体の運営・管理	
経済産業省	(財)日本航空機開発協会	航空機工業振興法に基づき国から助成を受けた当該法人が日本の開発主体となり、航空機の国際共同開発プロジェクトに参画した。参画に当たり、ボーイング社と米国で実施する開発作業等について、当該法人が専業主体であることを明確にしつつ、両国の法制度の違いから生じる負担の軽減を図ることで政府助成の効果を最大限発揮させるため、米国での活動主体として民間航空技術サードス(株)を設立し、その株式を保有している。当該株式の処分については、効果的な政府助成の実施の観点から、今後とも慎重な検討が必要である。	民間航空技術サードス(株)	各種民間航空機及びその部品の設計に関する事業	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
経済産業省、国土交通省	(社) 日本自動車販売協会連合会	会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため、同会館の株式を購入した。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 愛知県自販会館	会館の建設・管理	
		会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため、同会館の株式を購入した。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 京都自動車会館	会館の建設・管理	
		会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため、同会館の株式を購入した。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 別荘自動車会館	会館の建設・管理	
経済産業省、国土交通省	(財) 日本自動車査定協会	当該会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため、出資し、同会館の株式を保有している。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 兵庫県自動車会館	会館の建設・管理	
経済産業省	(社) 日本ショッピングセンター協会	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に基づき業務の推進のために、当該企業設立と同時に株式を保有している。	(株) 商業ソートウエイション	特定商業集積の整備に関する事業、特定市中心市街地の商業等の活性化に関する事業	平成 14 年 6 月 当該企業解散済
経済産業省	(社) 日本機械倶楽部	当該企業の総株式を担保に当該法人と金融機関間で消費貸借契約を締結したが、当該企業が債務を履行できなかつたため、当該企業の総株式を取得したものである。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 機械会館	不動産賃貸業	
経済産業省	(社) 日本中小企業団体連盟	当該法人が入居している建物の管理運営会社の株式であり、当該法人の会員が保有しているものを引き受けたものである。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 全国中小企業会館	当該会館の管理運営	

所管官庁	法人名	株式会社等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
経済産業省	(社)日本電気協会	当該法人は、有楽町電気ビルの地権者であり、建物の区分所有者として他の地権者(区分所有者)と建物の管理を共同で運営する必要から当該企業を設立して、区分所有の持分に依りて株式を保有している。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	有電ビル管理(株)	有楽町電気ビルの建物の管理及び貸借の受託並びに駐車場業	
経済産業省	(財)日本塗料検査協会	当該企業は品質管理と品質保証に関する国際規格(SO9000)の第三者審査制度の運用開始に对应し、同制度の導入を必要としていた化学産業界の要請に依りて設立された企業であり、本趣旨に賛同した当該法人は当該企業の設立に協力する形で株式を保有している。	日本化学キューエイ(株)	品質管理と品質保証に関する国際規格(SO9000)の第三者審査機関	平成13年12月処分済
経済産業省	(社)日本バーニクルコンピュータソフトウェア協会	当該企業は、ソフトウェア開発試験の拠点あるいは地域情報化の拠点としての公共性の高い事業を行う第三セクター方式で設立されたものである。事業の普及・健全な運営を確保するため出資し、株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)システムソリューションセンター とちぎ	システムインテグ事業、情報提供事業、研修事業等	
経済産業省	(社)日本棉花協会	当該会館に入居する団体の一員として成分の負担をするため、同会館の株式を購入したものである。当該法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)棉花会館	棉花会館の管理	
経済産業省	(社)北海道商工会議所連合会	当該企業は、商工会議所関係者の福利厚生施設を管理・運営するために、全国の商工会議所連合会、商工会議所等が応分の出資を求められ、株式を保有しているが、適当な処分先が見つかっていない。	(株)カリアツク	全国の商工会議所関係者の宿泊・研修施設の管理・運営、研修・教育出版物を発行	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
経済産業省	(社)民間活力開発機構	当該企業は、「グリーンズナイ事業」を酒船湖で行うため、地元自治体及び民間事業者によって設立されたものである。当該法人は事業目的の一環として民間活力の活用促進という観点から本事業の円滑な推進を支援する目的で、まちづくりの円滑な推進のため出資して、株式を保有しており、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)グリーンズナイ酒船湖	酒船湖における、グリーンズナイ事業(自然とのふれあいが少ない都市生活者を主なターゲットとして、安価で気軽に利用できるコーナージ風宿泊施設の整備を通じて地域の活性化を図る)	平成14年6月当該企業解散済
		当該企業は、地域のまちづくりを推進するため、グリーンズナイ事業の導入を検討している自治体等に対し、事業の企画立案を行うことを目的に設立されたが、当該法人は、まちづくり及び民間活力の活用促進という観点から株式を保有している。	(株)グリーンズナイセンター	グリーンズナイ事業(自然とのふれあいが少ない都市生活者を主なターゲットとして、安価で気軽に利用できるコーナージ風宿泊施設の整備を通じて地域の活性化を図る)の推進及びこれを通じた地域のまちづくりに関する事業	平成14年6月当該企業解散済
国土交通省	(財)運輸調査局	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	トランスネット(株)	情報処理サービスの提供、調査・研究	
国土交通省	(財)海事産業研究所	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	(株)日本海運会館	不動産賃貸業	平成13年10月処分済
国土交通省	(財)観音橋情報センター	当該企業の事業(モーターボート競走の放送)の中立性を保ち、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を確保する観点から当該法人において株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	(株)日本レジャーチャンネル	モーターボート競走のCS放送	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の置利企業名及び事業内容		備考
			置利企業名	事業内容	
国土交通省	(社) 建築業協会	昭和22年に現在の建築業協会の会員41社が出資して当該企業を設立した。昭和34年に当該法人の前身である(財)建築業協会が設立され、昭和35年に同財団が当該企業の全株を譲り受けるとともに基本財産に充て、昭和59年に同財団が社団に組織変更した後も継承しているものである。適当な処分先が見つかっていない。	豊洲不動産(株)	不動産の維持管理	
			(株) エヌケーピー	情報サービス観光事業	
			(株) 日本出版販売	書籍の取次事業	平成14年2月処分済
			トランスネット(株)	情報処理サービスの提供、調査・研究	
			さくらフロンティア証券(株)	証券売買	
国土交通省	(財) 交通研究協会	適当な処分先が見つかっていない。	日特エンジニアリング(株)	コイル用自動巻線機の製造	
			トランスネット(株)	情報処理サービスの提供、調査・研究	
			トランスネット(株)	情報処理システムの開発・運用	
国土交通省	(財) 交通統計研究所	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	センター	航空貨物ターミナルの開発・運用	
			(株) 日本トランスアックスコンピューターセンター	航空貨物ターミナルの管理運営、集中輸送等、輸送業務の総合調整、輸送受託等	
国土交通省	(財) 神戸港湾頭公社	当該企業は、神戸港と関西国際空港との航空貨物の輸送需要に対応し、航空貨物ターミナルの運営及び迅速かつ定時的な輸送の確保を図るとともに、大阪湾沿岸地域の交通量の軽減等にも資するため、地元自治体、関係団体等との連携により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式会社保有に協力したものである。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。			

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(財)神戸港埠頭公社	当該企業は、神戸港と関西国際空港との航空貨物の輸送需要に対応し、航空貨物ターミナルの運営及び迅速かつ定時的な輸送の確保を図るとともに、大阪湾岸地域の交通量の軽減等にも資するため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式保有に協力したものである。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	神戸航空交通ターミナル(株)	航空貨物ターミナルの管理運営、集中輸送等、輸送業務の総合調整、輸送受託等	
		当該企業は、神戸港の臨海地区を含む神戸市の総合交通体系の一端を担い、市民の交通利便性を確保するための鉄道事業等を行うため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	神戸新交通(株)	鉄道事業法及び軌道法による一般運輸業、土地、建物、施設の売買、賃貸及び建設業	
	(社)国際港湾貨物流通協会	当該企業は、神戸港における瀬戸内海を中心とする内航フェリー基地としての機能を果たすことを目的に、自動車航送船事業者、旅客、車両、貨物への役務提供等の業務を行うため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式保有に協力したものである。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸フェリーセンター	貨物への役務提供、自動車航送船埠頭、駐車場等の管理運営	
国土交通省		当該企業の株式を保有していた(財)港運権名古園港国際総合流通センター造改善促進事業団の解散に伴い、当該法人が保有することとなった。		不動産の賃貸業、港運送事業等	平成14年7月処分済

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(財)ソニア・アソシエーツ(財団)	当該法人の業務であるビル管理の円滑な実施を図るため、当初から当該業務を民間企業に委託していたが、更なる効率化、経費の軽減等を行うため、当該法人の出資で別組織を作ったため株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(有)東京ビー・エム・ジー	ビルの管理運営業務	
国土交通省	(社)全国環境自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
国土交通省	(社)全国モーターポート競走会連合会	当該企業の専業(モーターポート競走の放送)の中立性を保ち、モーターポート競走の公正かつ円滑な実施を確保する観点から当該法人において株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)日本レジャーチャンネル	モーターポート競走のCS放送	
国土交通省	(社)全日本換気協会	当該企業は、港湾等のFAZ(フオアリングクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	かわさきマス(株)	輸入貨物の保管、荷さばき場、輸入品の展示及び販売施設その他の輸入促進等に関する調査、企画、立案	輸入品に関する卸業務センター、物流センター、展示場及び加工場の建設、運営に関する調査、企画等
国土交通省	(社)全日本換気協会	当該企業は、港湾等のFAZ(フオアリングクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)仙台北九州輸入促進センター	輸入促進基盤施設の管理と調査・倉庫業	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(社)全日本検査協会	当該企業は、港灣等の FAZ(フオーリーングクセズゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)八戸港貿易センター	貿易及び物流支援施設の運営管理業務、貿易の促進に関する企画・調整及びコンテナタラント業務、国際経済交流に資するための出版物の発行	
		当該法人が当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)本牧オペレーションセンター	事務所及び会議室の管理、賃貸業	
		当該法人が当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	横浜港埠頭ビル(株)	ビル管理業	
		当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立。極めて公益性の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸商工貿易センター 神戸商工貿易センタービル及び産業貿易展示館の買受事業		
		当該企業は、鉄鋼の輸出入促進を図るため、東京都の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該企業の円滑な運営のため、東京都からの要請により出資し、株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)東京鐵鋼埠頭	倉庫業務、港灣運送事業、自動車運送取扱事業を主たる事業とし、その他これら事業に附帯する鋼材切断、溶接等加工業務等	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	国際埠頭(株)	港灣運送事業・内航海運業・倉庫業	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	中部木材倉庫(株)	港灣運送事業・水面倉庫業・通関業	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	船永埠頭上屋(株)	改畑作業	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	東京港運(株)	ビル管理・賃貸事業等	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の置利企業名及び事業内容		備考
			置利企業名	事業内容	
国土交通省	(社)全日本検数協会	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	東京木材埠頭(株)	木村倉庫業	
			日本港運振興(株)	港運倉庫ピルの賃貸及び管理に関する事業	
			富士港運(株)	港湾運送事業、一般貨物自動車運送事業、倉庫業、第一種利用運送事業及び運送取次事業	
			広島港コンテナターミナル(株)	広島港、海田及び出島コンテナターミナルの運営(施設賃貸、荷役機械の貸付、貨物管理等)	
			(株)障耶業務センター	貸ビル業	
国土交通省	(社)全日本トラック協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。 当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
国土交通省	(財)鉄道総合技術研究所	共同研究目的で出資したが、当初の研究目的は達成できなかったとして、当該企業は平成5年度にその事業活動を終了し、以降、成果管理会社として存続している。	(株)高度映像技術研究所	情報処理に関する基礎技術開発	平成14年3月処分済

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(財)道路サービス機構	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の利用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	関東ケーブリングビジョン(株)	高速道路建設等によるテレビ放送の受信障害解消のため、有線によるテレビ放送施設の設置及び再送信等に関する事業	
		当該企業は、高速道路の物流の効率化を図るために必要な施設を設置管理する会社であり、トラックターミナル等の設置は、自動車交通の効率性の増進を図り、道路利用者への便益増進に寄与すると考えて出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	東北高速道路ターミナル(株)	高速道路の物流の効率化を図るために必要なトラックターミナル、貨物保管施設等の建設、管理、賃貸業務	
		当該企業は、高速道路の物流の効率化を図るために必要な施設を設置管理する会社であり、トラックターミナル等の設置は、自動車交通の効率性の増進を図り、道路利用者への便益増進に寄与すると考えて出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	北陸高速道路ターミナル(株)	高速道路の物流の効率化を図るために必要なトラックターミナル、貨物保管施設等の建設、管理、賃貸業務	
国土交通省	(財)道路新産業開発機構	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の利用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	関東ケーブリングビジョン(株)	高速道路建設等によるテレビ放送の受信障害解消のため、有線によるテレビ放送施設の設置及び再送信等に関する事業	
国土交通省	(財)日本海運振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分の検討を行う。	(株)日本海運会館	不動産賃貸業	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の専利企業名及び事業内容		備考
			専利企業名	事業内容	
国土交通省	(財)日本海事協会	海外における船載検査の実施要請に応えるため、現地国において当該法人が現地事務所を設置しようとしたことによるものである。当該法人の公益事業の外国における実施に当たって当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	ClassNKChieftda	船載検査	
		海外における船載検査の実施要請に応えるため、現地国において当該法人が現地事務所を設置しようとしたことによるものである。当該法人の公益事業の外国における実施に当たって当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	NKdoBiailltda	船載検査	
		海外における船載検査の実施要請に応えるため、現地国において当該法人が現地事務所を設置しようとしたことによるものである。当該法人の公益事業の外国における実施に当たって当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	NKP Polandspzoo	船載検査	
		海外における船載検査の実施要請に応えるため、現地国において当該法人が現地事務所を設置しようとしたことによるものである。当該法人の公益事業の外国における実施に当たって当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	PTNIPONKALIKYOKAINDONESIA	船載検査	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(財)日本海事広報協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)マリントビル	不動産賃貸業	
国土交通省	(財)日本海事財団	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)海事センタービル	不動産賃貸業	
国土交通省	(社)日本貨物検査協会	コンピュータ利用による船積書処理等の作成のサービスを実施するため、船社等の要請に基づき、当該企業を設立し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	エースエージェンシー(株)	情報サービス業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、船舶代理店業等	
		当該企業は、港湾等の FAZ(フオーリンアウセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	かわさきフーズ(株)	輸入貨物の保管、荷さばき場、輸入品の展示及び販売施設その他の輸入促進等に関する調査、企画、立案	
		当該企業は、港湾等の FAZ(フオーリンアウセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	清水港振興(株)	物流業務に関する企画、立案及び管理運営等	
		当該企業は、港湾等の FAZ(フオーリンアウセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)八戸港貿易センター	貿易及び物流支援施設の運営管理業務、貿易の促進に関する企画・調整及びコンテナターミナル業務、国際経済交流に資するための出版物の発行	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(社)日本貨物検査協会	当該企業は、港湾等のFAZ(フオートリーディングゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有しているものがあり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)北九州輸入促進センター	輸入品に関する卸業務センター、物流センター、展示場及び加工場の建設、運営に関する調査、企画等	
		当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービル(株)の管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立。極めて公益性の強い団体であり、出資の中止は公益的專業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸商工貿易センター	神戸商工貿易センタービル及び産業貿易展示館の貸室專業	
		当該法人が当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)相馬港木村ビル(株)	事務所及び会議室の管理・運営並びに賃貸	
		当該法人が当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)本牧オペレーションセンター	事務所及び会議室の管理、賃貸專業	
		当該法人が当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	横浜港埠頭ビル(株)	ビル管理業	
		当該企業は、鉄鋼の輸出促進を図るため、東京都の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該企業の円滑な運営のため、東京都からの要請により出資し、株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)東京鐵鋼埠頭	倉庫業務、港湾運送專業、自動車運送取扱專業を主たる專業とし、その他これら業務に附帯する鋼材切断、溶接等加工業務等	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	東京港運(株)	ビル管理、賃貸專業等	
		当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	日本港運振興(株)	港運会館ビルの賃貸及び管理に関する專業	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(社)日本貨物株式会社	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	広島港コンテナターミナル(株) 日永商事(株)	広島港・海田及び出島コンテナターミナルの運営(施設買収、荷役機械の貸付、買物管理等) 業務用品・日用雑貨等の仕入れ・販売、事務処理・情報処理業務職員、情報処理機器等のリース、印刷業等	
国土交通省	(財)日本気象協会	当該企業は、フックンシリと電話を提供手段として、簡便で安価な気象情報提供サービスを行うために設立され、気象情報提供サービスの一体系を作るため出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)ハルックス	気象及び生活関連情報の提供、情報処理システムの開発及び販売等	
国土交通省	(社)日本建築家協会	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の利用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	関東ケーパルテレビジョン(株) (株)建築家会館	高速道路建設等によるテレビ放送の受信障害解消のため、有線によるテレビ放送施設の設置及び再送信等に関する事業 不動産賃貸業務等	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(社)日本建築家協会	建築生産の近代化の具体策の一つとして、当該企業の設立が提唱され、その趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	(株)日本建築センター	オフィスビルの賃貸事業等	
国土交通省	(社)日本港運協会	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設、管理を目的として関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)シーパルス 日本港運振興(株)	港運労働者等のための保養施設の運営 港運会館ビルの賃貸及び管理に関する事業	
国土交通省	(財)日本航空協会	戦前のことであり正確な経緯は不明であるが、当該企業の前身会社の発足に、当該法人の前身法人が協力したことによると思われる。処分先を探し、処分条件の合意を得たので、平成14年8月までに一部を処分した。残株については平成15年8月までに処分することを予定している。	(株)ワンカ	模型卸業	
国土交通省	(財)日本交通公社	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該株式は当該法人の営利事業部門を分離し、会社を設立した際のものであり、設立に際し、資本金の一部を観光関係団体・企業から出資し、残額を当該法人が引き受けたものである。順次処分を進めているが、適当な処分先が見つからない。	(株)ジェイアイシー ジェイアイピー印刷(株) ジェイアイピー印刷(株) ジェイアイピーコーポレーション	広告宣伝業 旅行業 印刷業 印刷業	平成14年9月処分済 平成14年9月処分済
国土交通省	(財)日本交通文化協会	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	(株)エヌケーピー NTTビジュアル通信(株)	情報サービス 情報サービス	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(財)日本交通文化協会	当該法人の壁画製作部門を独立させて当該企業を設立したものである。適当な処分先が見つかっていない。	(株)現代壁画研究所	環境芸術作品の製作	
国土交通省	(社)日本船主協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。 船主業界と保険業界との共同出資により当該企業を設立し、財政投融資を活用して大型船舶を建造・保有したため、株式を保有している。海難事故発生の際の危機管理上必要な大型船舶を保有する公的性格が強い企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)日本海運会館 日本航洋曳船(株)	不動産賃貸業 大型曳船の保有、賃貸	
国土交通省	(社)日本鉄道電気技術協会	当該法人創立時に、旧電気3協会((社)鉄道通信協会、(社)信号保安協会、(社)鉄道通信協会)から財産引継ぎを受けたために株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。 当該法人創立時に、旧電気3協会((社)鉄道通信協会、(社)信号保安協会、(社)鉄道通信協会)から財産引継ぎを受けたために株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。 当該法人創立時に、旧電気3協会((社)鉄道通信協会、(社)信号保安協会、(社)鉄道通信協会)から財産引継ぎを受けたために株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	共立信号(株) 光通電気設計(株)	信号保安設備の設計・施行 電気設備の計画、調査・試験	
		当該法人創立時に、旧電気3協会((社)鉄道通信協会、(社)信号保安協会、(社)鉄道通信協会)から財産引継ぎを受けたために株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	電気技術開発(株)	電気設備の設計・施行	
		当該法人創立時に、旧電気3協会((社)鉄道通信協会、(社)信号保安協会、(社)鉄道通信協会)から財産引継ぎを受けたために株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	ニューメディア総研(株)	電気通信及び情報処理システムに関する調査・研究	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
国土交通省	(社)日本ホテル協会	(財)日本交通公社から株式会社を分離する際、出資者が特定分野及び企業に偏らないことを求める観光政策上の要請があり、株式を保有したものである。適当な処分先が見つからない。	(株)ジェイテイクピー	旅行業	
国土交通省	(社)日本旅客船協会	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償責任保険制度への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と当該法人との出資により設立されたものである。公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる公的性情が強い企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本定航保安(株)	損害保険の代理業、旅客航路事業者又はその組合業務の代理又は代行、不動産の賃貸	
国土交通省	(財)横浜港埠頭公社	当該企業は、当該法人が管理・運営する横浜港コンテナターミナルと総合的、一体的な利用を図り、横浜港におけるコンテナ物流体制の機能強化、拡充に寄与するため、地元自治体、関係団体等との出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、それを担う機関として、横浜市からの要請により株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)横浜国際物流センター	倉庫などの物流施設、駐車場、食堂、売店等の賃貸及び管理運営	
北海道運輸局	(社)創想自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)創想自動車会館所	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
北海道運輸局	(社) 釧路地区トラック協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として充分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 釧路自動車会館	会館の建設・管理	
北海道運輸局	(社) 北海道トラック協会	当該企業は、(社) 日本トラック協会(社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
東北運輸局	(財) 青森県観光事業協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として充分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している。	(株) 青森県交通会館	会館の建設・管理	平成14年1月処分済
東北運輸局(共管: 青森県知事)	(社) 青森県自動車連合会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として充分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 青森県交通会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
東北運輸局	(社)青森県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)青森県交通会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)青森県自動車団体連合会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)青森県交通会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)青森県トラック協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)青森県交通会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式会社等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
東北運輸局	(社)青森県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を入手するため、各都道府県トラツク協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)青森県バス協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)青森県交通会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)秋田県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を入手するため、各都道府県トラツク協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
東北運輸局	(財)岩手県観光協会	当該企業は、岩手県、玉山村、岩手県北自動車(株)及び当該法人が主体となって設立したものであることから、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。 当該企業が平成5年12月に新株発行を行った際、出資要請があった。当該企業は広く岩手県の観光振興に重要な役割を果たすことが期待されることから、これに応じ株式を保有している。適当な処分先がみつからない。	岩洞湖開発(株) 江刺開発振興(株)	レストハウスの委託経営 歴史公園、スキー場、キャンプ場等管理委託	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
東北運輸局	(財)岩手県観光協会	当該企業は、三陸地域の活性化を目指して岩手県主導で地元と市町村、民間団体の協力を得て設立した第三セクターである。当該企業は、三陸リアスツーライナーを運行するなど、三陸地域の観光振興上も非常に重要なものであり、引き続き出資継続が必要であるが、更に処分についての検討を行う。 当該企業誘致の主体となっているため、株式を保有している。	三陸鉄道(株)	鉄道事業、旅行業	
			東北リゾートシステム(株)	ホテル、スキー場経営	平成14年2月処分済
		当該企業は、当該法人が進めている八幡平温泉郷の開発整備地域への温泉給湯を行うため、岩手県、松尾村及び当該法人が主体となって設立された第三セクターである。今後とも地域の温泉給湯は不可欠で、引き続き出資継続が必要であるが、更に処分についての検討を行う。	八幡平温泉開発(株)	温泉の引湯・給湯業務及び入浴施設の管理運営	
		当該企業は、松尾村が保有する「中山荘」の経営主体として設立された第三セクターであり、当該法人直営で赤字となっていた「八幡平トラウトガーデン」の経営委託を機会に資本参加したものである。適当な処分先が見つかっていない。	(株)松尾ふるさと振興公社	自然休養村管理センターの管理運営	
東北運輸局	(社)岩手県トラック協会	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等が出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	岩手トラックターミナル(株)	物流施設の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
東北運輸局	(社)岩手県トラック協会	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	北上流通サービス(株)	業務用地の分譲	
東北運輸局	(社)福島県観光連盟	当該法人の東京観光案内所が当該企業の管理する会館に同居するに際し、株式保有を条件とされたため保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)国際観光会館	ビルディング、ホテル、レストラン事業	
東北運輸局	(社)福島県自家用自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)いわき軽自動車会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(財)福島県自動車会館所	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)いわき軽自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
東北運輸局	(社)福島県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)いわき軽自動車会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)福島県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック協会)を手とするため、各都道府県トラック協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)宮城県自動車会館	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)宮城県交通会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)宮城県自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)宮城県交通会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
東北運輸局	(社)宮城県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)宮城県交通会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)宮城県タクシー協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)宮城県交通会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)宮城県トラック協会	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)仙台トラックターミナル 日本トラック興業(株)	物流施設の建設・管理 会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
東北運輸局	(社)宮城県トラック協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として成分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)宮城県交通会館	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)山形県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
東北運輸局	(社)米沢観光協会	観光の拠点施設(上杉神社周辺)として、第三セクターの設立に、米沢市、米沢商工会議所とともに観光分野の団体として参画し、株式保有に協力したものである。株式処分となれば、その一角を賄うこととなり、地元における観光意識の低下につながる恐れがあるので、継続保有が必要であるが、更に処分についての検討を行う。	(株)上杉コーポレーション	観光物産販売	
関東運輸局	(社)茨城県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として成分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)茨城県自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
関東運輸局	(社)茨城県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を手とするため、各都道府県トラツク協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社)茨城県バスの協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として成分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するためには保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)茨城県自動車会館	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社)神奈川県観光協会	神奈川県と横浜市は、観光振興に寄与させるため、現役引退した水川丸を横浜港に誘致し、当該企業の前身在営した。弗足に当たり、神奈川県から当該法人に当該企業の株式購入のための補助金が交付され、取得したものである。設立の経緯から、当該法人又は当該企業の解散時まで株式の保有が義務付けられており、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)水川丸レリントラワー	水川丸、レリントラワーの観光事業	
関東運輸局	(社)神奈川県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を手とするため、各都道府県トラツク協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
関東運輸局	(財)関東陸運振興財団	<p>当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。</p>	(株)千葉県軽自動車センター	会館の建設・管理	
		<p>当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。</p>	(株)東京都軽自動車センター	会館の建設・管理	
		<p>当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。</p>	(株)八王子軽自動車センター	会館の建設・管理	
		<p>当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。</p>	(株)山梨県軽自動車センター	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
関東運輸局	(社)群馬県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会((社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を入手するため、各都道府県トラツク協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社)埼玉県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会((社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を入手するため、各都道府県トラツク協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社)三多摩自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)八王子軽自動車センター	会館の建設・管理	
関東運輸局	(財)地下鉄互助会	当該企業は、交通営団の地下鉄における利便増進という目的のため設立された。その設立の際に、当該法人と同種業務ということから協力が必要となり株式を保有したものである。当該株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。 当該企業を設立する際に東京都と交通営団とで株式を保有していたが、当該法人を設立するに当たり設立資金を出資した交通営団からの要請で株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)地下鉄ラベルサービス (株)はとバス	地下鉄の駅の売店、広告等 観光業	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
関東運輸局	(財)地下鉄互助会	当該企業が、交通営団の地下鉄における利便増進という目的のため設立された際、当該法人と同種業務を行なっていることから協力が必要となり株式を保有した。当該株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)メトロセルビス	地下鉄の駅の構内、車両の清掃等	
関東運輸局	(社)千葉県トラツク協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)千葉県交通会館	会館の建設・管理	
関東運輸局	(財)東急弘潤会	福祉業務として当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社)東京都自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	あいぜん苑(株)	基地等の管理・運営	
			(株)伊豆スポーツセンター	センターの管理・運営	
			(株)東京都経自動車センター	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
関東運輸局	(社) 東京都自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として成分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 八王子軽自動車センター	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社) 東京乗用旅客自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として成分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株) 自動車会館	会館の建設・管理	
関東運輸局	(財) 東武鉄道共助会	当該法人が従前行ってきた収益事業の一部である駅構内の売店業務を分離するため、当該企業を設立したものである。その出資に充当した株式を保有している。	東武商事(株)	東武鉄道各駅の売店、コンビニカー、飲食店等の運営	平成 14 年 2 月処分済
関東運輸局	(社) 栃木県観光協会	当該法人が従前行ってきた収益事業の一部である駅構内の清掃業務を分離するため、当該企業を設立したものである。その出資に充当した株式を保有している。	東武整備(株)	電車、駅等の清掃業務及び車両の修繕業務等の運営	平成 14 年 2 月処分済
		観光復興のため、栃木県が中心となり日光地区の観光復興を目的に当該企業を設立した。その設立資金として、県内の関係団体等へ広く出資を募ったため、当該法人も出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	日光国立公園観光(株)	日光地区の観光の復興	
		観光復興のため、栃木県が中心となり日光地区の観光復興を目的に当該企業を設立した。その設立資金として、県内の関係団体等へ広く出資を募ったため、当該法人も出資し、株式を保有している。適当な処分先が見つからない。	(株) 日光自然博物館	日光自然博物館の管理・運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
関東運輸局	(社)栃木県観光協会	当該企業は、東京オリンピック開催に際し、来訪観光客向けの休息施設の建設・管理等を目的として、地元湯元地区住民等の出資により設立されたものである。その際、当該法人が窓口として出資を募った関係から、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。当該法人が中心となって設立を推進し、地元の観光振興のために整備された観光施設の管理・運営という公益的事業を行う当該企業の持分については処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日光湯元観光開発(有)	日光観光施設の管理・運営	
関東運輸局	(社)栃木県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会(前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック協会会館)を手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社)山梨県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)山梨県軽自動車センター	会館の建設・管理	
			(株)山梨県自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
関東運輸局	(社)山梨県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
関東運輸局	(財)横浜市交通局協力会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)山梨県自動車会館	会館の建設・管理	
関東運輸局	(社)石川県トラック協会	当該企業は、横浜市が筆頭株主の公的性質の強い企業であり、同市から出資要請があり株式を保有している。当該企業の事業は、当該法人の目的にも合致しており、また、横浜市との関係においても株式の処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	横浜交通開発(株)	横浜市の交通施設等における乗客サービス	
北陸信越運輸局	(社)重山県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
北陸信越運輸局	(社)重山県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
北陸信越運輸局	(社)長野県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック協会)を入手するため、各都道府県トラック協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
北陸信越運輸局	(社)新潟県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック協会)を入手するため、各都道府県トラック協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
中部運輸局	(社)愛知県自動車会館所	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)愛知県自販会館	会館の建設・管理	
中部運輸局	(社)愛知県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック協会)を入手するため、各都道府県トラック協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
中部運輸局	(社)岐阜県トラック協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、トラック運送事業者の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために当該企業からの譲渡依頼に応じ、株式を保有している。	岐阜県トラック興業(株)	会館の建設・管理	平成14年8月処分済

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
中部運輸局	(社)岐阜県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会(前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を入手するため、各都道府県トラツク協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
中部運輸局	(社)静岡県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会(前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を入手するため、各都道府県トラツク協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
中部運輸局	(社)飛騨高山観光協会	当該企業は、飛騨高山地域の観光情報の提供を目的として、地元高山市等の出資により第三セクター方式で設立されたものであり、当該法人は地元観光振興の推進機関として株式を保有している。地元自治体等が中心となって、地元の観光振興のために設立され、公共性が高い事業を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)飛騨高山テレビ・エフエム	第2種電気通信事業者、飛騨高山地域の観光情報の提供	
中部運輸局	(社)福井県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会(前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を入手するため、各都道府県トラツク協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
中部運輸局	(社)福井県トラック協会	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	福井埠頭(株)	福井新港の港湾施設の建設・管理	
中部運輸局	(社)三重県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(社)大阪府自家用自動車運合協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)大阪自家用自動車会館	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(社)大阪府トラック協会	当該企業は、関西国際空港の建設・管理を目的として、国、地方自治体、関係団体及び民間企業の出資により特殊法人として設立されたものである。当該法人は、地元経済界からの要請により在阪団体の一員として株式を保有している。関西経済圏において国際空港の管理・運営という高い公益性を有する事業を行う当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	関西国際空港(株)	関西国際空港の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
近畿運輸局	(社)大阪府トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(財)大阪陸運協会	運輸局構内の食堂、売店等の運営のため当該企業を設立し、株式を保有している。当該企業株式については、平成11年度から社員持株会へ段階的に処分中である。	大阪陸運商事(株)	運輸局構内の食堂、売店等の運営	
近畿運輸局	(社)京都府自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)京都自動車会館	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(社)京都府自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)京都自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
近畿運輸局	(社)京都府トラック協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員としてその負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)京都自動車会館	会館の建設・管理	
		当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(財)神戸国際観光コンベンション協会	当該企業は、航空旅客ターミナルビル及び神戸リムジンバスの運営等を行うものである。また、神戸市及び兵庫県からの出資が約半分を占める。当該企業への出資の中止は、公益的事業の安定的な継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	神戸航空交通ターミナル(株)	航空旅客ターミナルビル等の管理運営	
		当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービル等の管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立。極めて公益性の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的な継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸商工貿易センター	神戸商工貿易センタービル及び産業貿易展示館の貸室事業	
近畿運輸局(共管:兵庫県知事)	(財)神戸市都市整備公社	当該企業は、有線テレビ放送法に基づき神戸市西部を対象とするケーブルテレビ事業を行うために設立された神戸市の外郭団体である。極めて公益性の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的な継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)ケーブルテレビ神戸	ケーブルテレビ事業の運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
近畿運輸局(共管:兵庫県知事)	(財)神戸市都市整備公社	当該企業は、三宮市街地改造事業により設立されたサンテラザ等の管理運営のため設立された神戸市の外郭団体である。極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸サンテラザ	サンテラザ等の管理運営	
		当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービル ¹ の管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立。極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸商工貿易センター	神戸商工貿易センタービル及び産業貿易展示館の貸室事業	
		当該企業は、地下道と付属店舗を建設し、管理運営するため設立された神戸市の外郭団体である。極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	神戸地下街(株)	神戸地下街の管理運営	
		当該企業は、神戸市の開発する大規模な住宅団地において、商業施設等を計画整備等する事業主体として設立された神戸市の外郭団体である。神戸市の外郭団体統廃合の方針により、当該法人が外郭団体である神戸都市復興(株)の営業譲渡を受けた際に譲り受けた株式である。極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸ニュータウン開発センター	神戸市が開発する住宅団地内商業施設の整備事業	
		当該企業は、神戸ハーバーランド地区において、地区管理の中核的役割等を担う機構として設立された神戸市の外郭団体である。極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸ハーバーランド情報センター	神戸ハーバーランド地区の管理運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
近畿運輸局(共管:兵庫県知事)	(財)神戸市都市整備公社	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体である。極めて公益性の強い団体であり、出資の中止は公益性の継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	神戸マリンホテルズ(株)	宿泊施設等の運営	
		当該企業は、神戸マリンを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に増進することにより、アーバンリゾート都市の農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体である。極めて公益性の強い団体であり、出資の中止は公益性の継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)神戸マリン	神戸マリン事業の運営	
		当該企業は、神戸市が策定したサンジテイル計画に基づき、三宮東地区一帯の公共施設等を中心とした都市機能ゾーンを中心として建設されたサンジテイルを管理運営するために設立されたものである。極めて公益性の強い団体であり、出資の中止は公益性の継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	サンジテイル(株)	サンジテイルの管理運営	
近畿運輸局	(社)堺北東自家用自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として成分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)大阪自家用自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
近畿運輸局	(社)滋賀県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(社)奈良県トラック協会	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)都社総合開発 日本トラック興業(株)	トラックステーションの建設・管理 会館の建設・管理	
近畿運輸局	(社)兵庫県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)兵庫県自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
近畿運輸局	(社)兵庫県タクシー協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)兵庫県タクシー会館	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(社)兵庫県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を手するため、各都道府県トラツク協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
近畿運輸局	(社)和歌山県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を手するため、各都道府県トラツク協会等との協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
神戸運輸監理部	(社)神戸港振興協会	当該企業は、神戸への来訪者等に対し利用しやすい宿泊等の場を提供することにより、地域社会の交流・振興に寄与することを目的としており、当該法人が所有する宿泊施設の運営を当該企業に委託していた関係から同社の株式を保有している。平成14年4月から委託先を準民間会社に変更したことにより、株式を処分する方向で検討している。	神戸マリンホテルズ(株)	宿泊施設等の運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式会社等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
中国運輸局	(社)岡山県自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)岡山県自動車会館	会館の建設・管理	
中国運輸局	(社)岡山県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)岡山県自動車会館	会館の建設・管理	
中国運輸局	(社)岡山県タクシー協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)岡山県自動車会館	会館の建設・管理	
		当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	シチナーサービス(株)	表町地下駐車場の管理・運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
中国運輸局	(社)岡山県トラック協会	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式保有に協力したものである。公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	岡山空港ターミナル(株)	空港ターミナルの管理・運営	
		当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として広分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)岡山県自動車会館	会館の建設・管理	
	(社)岡山県バス協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
中国運輸局		当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式保有に協力したものである。公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	岡山空港ターミナル(株)	空港ターミナルの管理・運営	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
中国運輸局	(社)岡山県バス協会	当該企業は、岡山市テレポート計画の策定に伴い、岡山県、岡山市と地元財界が出資して設立され、バス事業者も参画するよう強い要請があったことから、当該法人も出資し、株式を保有している。設立当初の経緯から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)キヤブテンセンター岡山	システム設計構築受託	
		当該企業は、西日本旅客鉄道(株)と岡山県の財界の出資により設立され、バス事業者も参画するよう強い要請があったことから、当該法人も出資し、株式を保有している。設立当初の経緯から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)ホテルグランドピア岡山	ホテル業	
中国運輸局	(社)鳥取県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
中国運輸局	(社)広島県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手とするため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
中国運輸局(共管:山口県知事)	(社)山口県自家用自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)山口県自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
中国運輸局	(財)山口県自動車振興センター	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)山口県自動車会館	会館の建設・管理	
中国運輸局	(社)山口県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を手するため、各都道府県トラック協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)山口県自動車会館	会館の建設・管理	
中国運輸局	(社)山口県バス協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものである。当該法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)山口県自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
四国運輸局	(社)愛媛県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
四国運輸局	(社)香川県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)香川県経自動車会館	会館の建設・管理	
四国運輸局	(社)香川県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
四国運輸局	(社)高知県トラック協会	当該企業は、高知県の各地域の生産品等について、消費者のニーズの把握等一体的な取組による県経済の活性化を目的に第三セクター方式で設立したものである。事業の公共性、物流の関係から株式保有を依頼されたもので、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)高知県商品計画機構	高知県の各地域の生産品等について、消費者のニーズの把握等一体的な取組による県経済の活性化	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
四国運輸局	(社)高知県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を手とするため、各都道府県トラツク協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	
四国運輸局	(社)徳島県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)徳島県自動車会館	会館の建設・管理	
四国運輸局	(社)徳島県トラツク協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
四国運輸局	(社)徳島県バス協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)徳島県自動車会館	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)大分県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)鹿児島県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
九州運輸局(共管:熊本県知事)	(社)熊本県自動車協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)熊本県自動車会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
九州運輸局	(社)熊本県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)熊本県自動車会館	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)熊本県自動車標板協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等が出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)熊本県自動車会館	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)熊本県タクシー協会	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等が出資により第三セクター方式で設立されたものである。当該法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式を保有している。公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	熊本空港ビルディング(株)	空港ターミナルの管理・運営	
九州運輸局	(社)熊本県トラツク協会	当該企業は、(社)日本トラツク協会(社)全日本トラツク協会の(加身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラツク会館)を手するため、各都道府県トラツク協会会員等の協力により設立したものである。当会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラツク興業(株)	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
九州運輸局	(社)佐賀県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立したものである。当会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)福岡県自動車整備振興会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)福岡交通会館	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)福岡県タクシー協会	当該企業は、平成元年の北九州空港整備基本計画に基づき、ターミナル地域の整備を実施するに当たり、地方公共団体、航空会社及び経済界が出資したものである。タクシー乗り場の確保等空港利用施設の運営のため株式保有は必要であり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	北九州エアターミナル(株)	北九州空港ターミナル地域の整備	
			(株)福岡交通会館	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
九州運輸局	(社)福岡県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)福岡市タクシー協会	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものであり、当該法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式保有に至ったものである。公益法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	(株)ジョウヨウ会館	会館の建設・管理	
九州運輸局	(社)宮崎県トラック協会	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員の協力により設立したものである。当該会館の共同利用のため保有している株式は、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本トラック興業(株)	会館の建設・管理	

所管官庁	法人名	株式等を保有している理由	保有株式等の営利企業名及び事業内容		備考
			営利企業名	事業内容	
沖縄総合事務局	(財)沖縄観光コンベンションビューロー	当該企業は、県が出資する第三セクターである。国際的なリゾート施設開発を支援し、沖縄観光の振興発展に寄与するという公共性の高い企業であり、観光の振興発展を図るため、今後も株式を保有し、当該企業を支援することが必要であるが、更に処分についての検討を行う。	リゾートリゾート(株)	リゾート施設開発の支援	
沖縄総合事務局	(社)沖縄旅客船協会	当該企業は、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、旅客船事業者による第三セクター方式で設立されたものである。零細事業者が多い当該法人の全員の代船を發局にし、離島航路の振興発展を期することを目的として、株式を保有している。今後の離島航路の準備・維持の上からも継続保有が必要であり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	沖縄離島振興海運(株)	船舶の取得、船舶の買渡業、資金の貸付	
		当該企業は、旅客船事業者の船客備蓄賠償保険制度への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と損害保険会社との出資で設立されたものである。命を受け、海上運送法上も賠償保険付保の命令権を創設している。このように、公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる公的性格が強い企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	日本定新保全(株)	旅客備蓄賠償保険の代理業務	
沖縄総合事務局	(社)全沖縄救済協会	船舶船門警備・港湾警備の必要性により、当該企業を分離、設立し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)沖縄大日警	船舶船門警備・港湾警備	
	(財)高瀬勤労者休暇センター	当該法人の電算部門業務を分離させ、当該企業を設立し、株式を保有している。適当な処分先が見つかっていない。	(株)電算沖縄	電算業務	
環境省		当該企業は保険料支払いの代理店であり、団体加入者として出資の要請があり保有している。	(有)関東索道サービス	スキー場入場者保険の保険料受け払い	平成14年12月処分済

(注) 備考欄中、「処分済」とあるのは、公益法人が保有していた株式等を既に処分したことを指す。また、「解散済」とあるのは公益法人が解散したことを、「当該企業解散済」とあるのは公益法人がその株式等を保有していた営利企業が解散したことを指す。

別表第四

所管官庁	法人名	保有株式等の営利企業名及び事業内容		株式保有比率(%)	株式等を保有している理由
		営利企業名	事業内容		
文部科学省	(財)小林育英会	小林平三商店(株)	水販売、不動産賃貸	50.7	財団設立時に基本財産として寄附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。
文部科学省	(財)総合初等教育研究所	(有)清林商事	不動産の賃貸、管理、運営、有価証券の保有、運用、生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業	99.9	基本財産として寄附されたもので、財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。
文部科学省	(財)高久国際理学財団	(株)ティーン・エッチ・コーポレーション	不動産の貸付け	92.1	基本財産として寄附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。
文部科学省、農林水産省	(財)日本生物科学研究所	日生研(株)	動物医薬品等製造	98.4	基本財産として寄附等されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。
文部科学省	(財)根津美術館	日本殖産興業(株)	土地・建物の管理、賃貸借、売買及び仲介鑑定	55.6 (平成14年11月に一部を処分済。現在の保有率は44.0%)	基本財産として寄附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。
文部科学省	(財)マルチ報恩会	島豊産業(株)	不動産売買・賃貸業、ビルテナントの建設及び賃貸借、住宅地・工業用地等の開発・造成及び販売、住宅・マンション等の建設及び販売、観光・娯楽施設・流通施設の所有・公園の所有・賃貸及び経営、林業経営及び造林、国債・株式等への投資、運用、通信機械器具の販売、賃貸・修理及び電話加入代行手続等	50.3	基本財産として寄附されたもので、財産運用上の都合により保有している。適当な処分先が見つかっていない。
文部科学省	(財)守屋留学生交流協会	(株)帝国書院	学校用教科書及び副教材等の出版等	77.8	基本財産として寄附されたため保有している。適当な処分先が見つかっていない。

(注)「株式保有比率」は、公益法人が保有する株式等の数の全株式等に占める割合を指す。

別表第五

所管官庁	法人名	備考
総務省	(財) 桜田会	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
文部科学省	(財) 音楽教育振興財団	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
文部科学省	(財) 児童会	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
文部科学省	(財) 五井平和財団	平成 13 年度事業報告書記載済
文部科学省	(財) 総合初等教育研究所	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
文部科学省	(財) 高久国際奨学財団	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
文部科学省	(財) 田嶋記念大学図書館振興財団	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
文部科学省	(財) 蛋白質研究奨励会	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
文部科学省	(財) 中山科学振興財団	平成 13 年度事業報告書記載済
文部科学省	(財) 日本学会事務センター	平成 14 年 3 月株式会社処分
文部科学省	(財) 日本児童教育振興財団	平成 13 年度事業報告書記載済
文部科学省	(財) 風樹会	平成 13 年度事業報告書記載済
文部科学省	(財) モロゾー研究所	平成 13 年度事業報告書記載済
文部科学省	(財) 鈴浜学術財団	平成 13 年度事業報告書記載済
厚生労働省	(財) 大竹財団	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
厚生労働省	(財) 勤労青少年躍進会	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
厚生労働省	(財) 結核予防会	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
厚生労働省	(財) 正力厚生会	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
厚生労働省	(財) 日本テレビ系列愛の小鳩事業団	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
経済産業省	(財) 麻布研修センター	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済
経済産業省	(財) 商工協会	平成 14 年度の事業報告書から記載するよう指導済

(注) 上記の法人は、いずれも本基準 6(1)の理由により株式会社等を保有している場合(全株式の 20%以上を保有している場合に限る。)において、平成 12 年度の事業報告書にその株式会社等を保有する営利企業の概要を記載していなかったものである。